厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた施策の最新動向

【2026/11/13　九州厚生局地域共生社会推進会議】

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

課長補佐　馬上 拓也

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）

②重層的支援体制整備事業

③小規模市町村地域協働事業

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）
②重層的支援体制整備事業
③小規模市町村地域協働事業

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

✓ **人口構造の急速な変化**

生産年齢人口　2020年：7,509万人　→　2040年：6,213万人
高齢者人口　2020年：3,603万人　→　2040年：3,928万人

✓ **人口減少の地域差**

558の市町村（全市区町村の約３割）が、2050年には人口が半減する（2015年比）
特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

✓ **単身高齢世帯の増加**

2020年：738 万世帯（13.2%）　→　2040 年： 1,041 万世帯（18.6%）

✓ **つながりの変容**　（注）「なにかにつけ相談したり助け合えるようなつきあい」が望ましいと回答した割合の変化

「親せきとのつきあい」　1973年：51%　→　2018年：30%
「隣近所の人とのつきあい」　1973年：35%　→　2018年：19%
「職場の同僚とのつきあい」　1973年：59%　→　2018年：37%

✓ **自助・互助・共助・公助のバランスの変容**

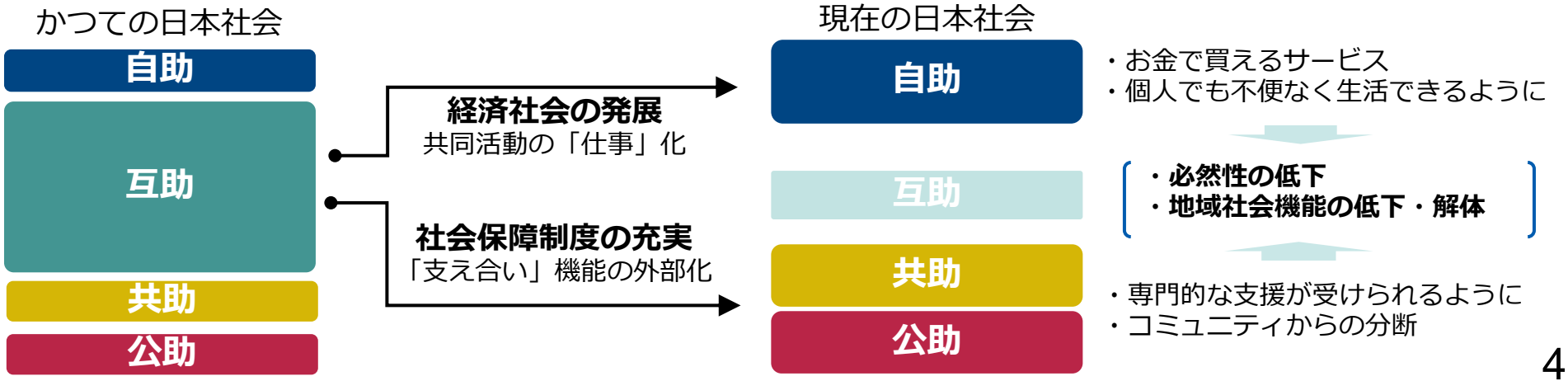

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の２つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。

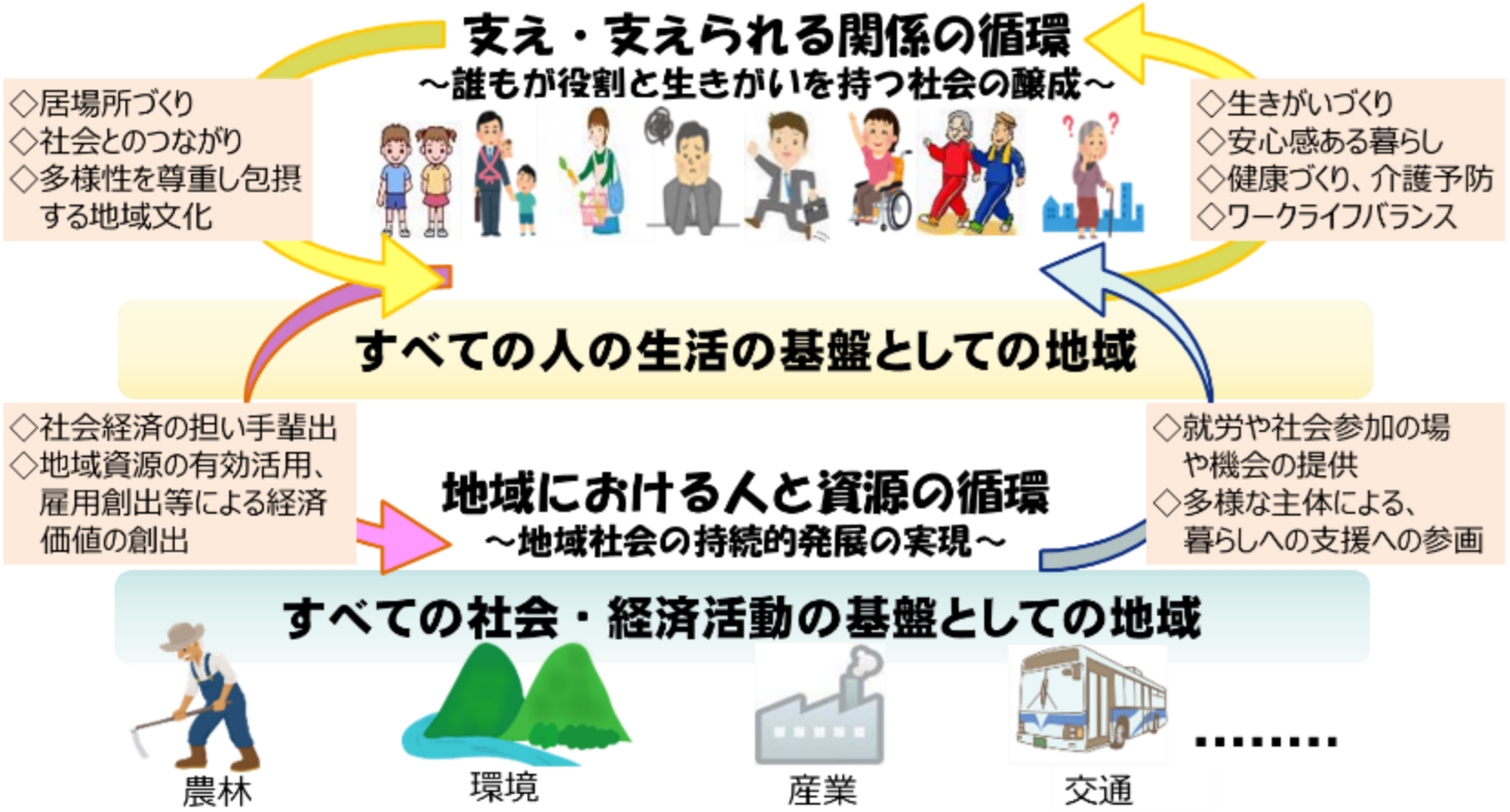

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進
（第4条第2項）

地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み
（第4条第3項）

包括的な支援体制の整備
（第106条の3）
【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制（※）の整備に努めることを義務づけ
（※）以下、３点の機能を有する体制
①地域住民同士が支え合う機能
②支援関係機関が連携して支援を行う機能
③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

包括的な支援体制の整備のための具体的な施策の１つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業
（任意事業：全国585箇所（R8予定））

重層的支援体制整備事業
（第106条の４）

小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業
（第106条の６）

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するため、相談支援、地域づくり及び地域と福祉支援体制の協働の推進を一体的に実施する事業

【包括的な支援体制整備のための具体的な施策の1つとして規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の３：改正後）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
（※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。

≪イメージ図≫

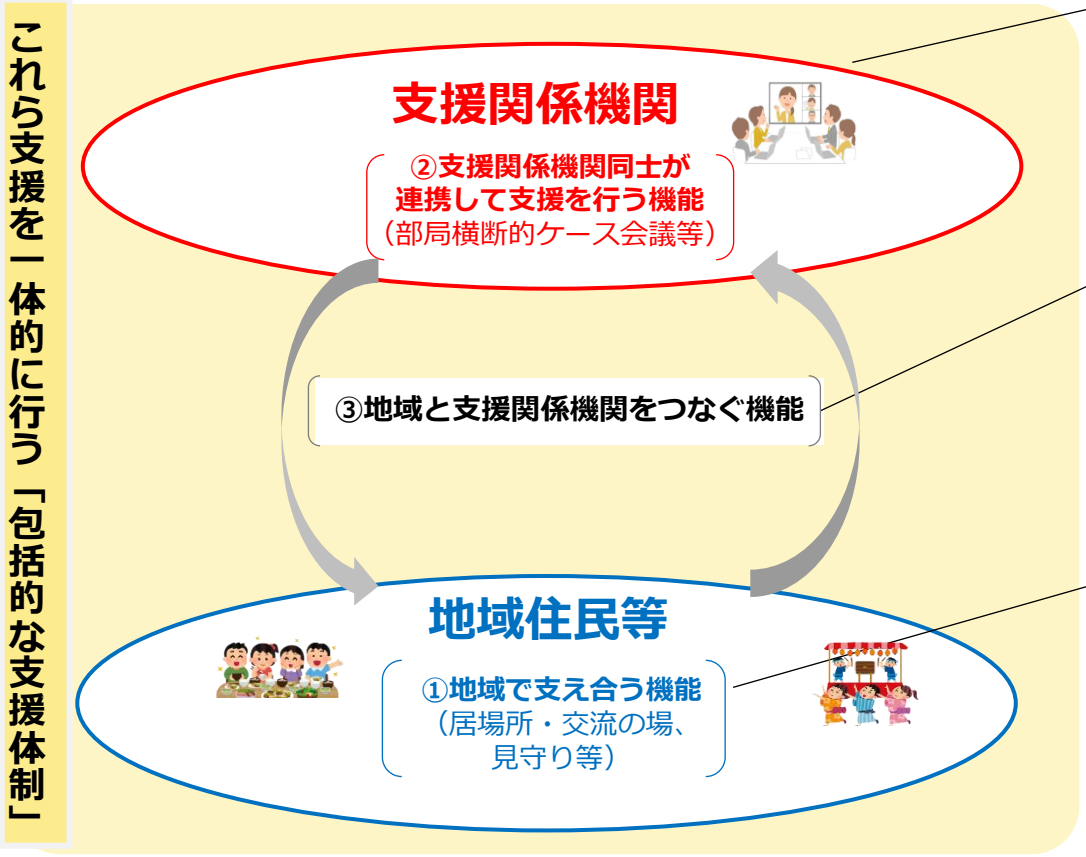

≪条文との関係≫

◎106条の３第１項第３号

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第２号

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進にかかる取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第１号

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の４）

１．事業の目的等

○ 包括的な支援体制を整備するための具体的な施策の１つとして、令和２年社会福祉法改正により創設。

※ 実施市町村数
42（R３）→ 585（R８）（予定）

○ ① 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の**相談支援事業・地域づくり事業**を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力の向上や関係機関等の連携体制の構築等を行う**多機関協働事業等**を実施する。

○ 体制整備の初期段階など体制強化の取組で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

２．事業内容（以下を全て実施）

① 介護・障害・こども・生活困窮分野の**相談支援事業**・**地域づくり事業**の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。

② **多機関協働事業等**を実施。具体的には以下（１）～（３）を実施（注）。

（１）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。

（２）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。

（３）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用を促進していくことが重要。

３．財政支援の仕組み（一括交付金）

○ 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

＜交付基準額等＞

①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持

②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R８以降）。

«重層的支援体制整備事業のイメージ»

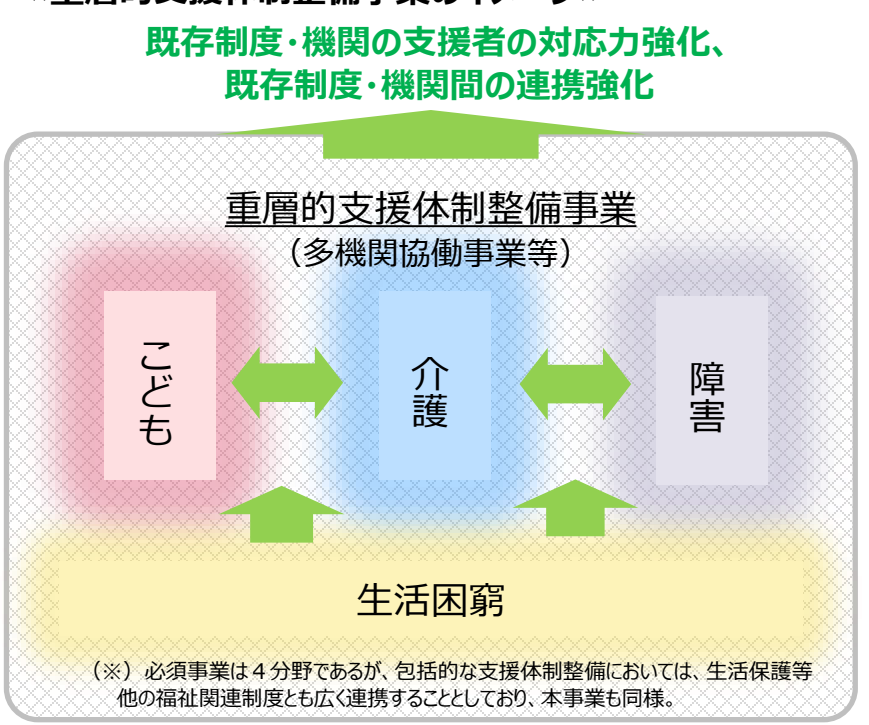

（※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。

⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）
②重層的支援体制整備事業
③小規模市町村地域協働事業

「地域共生社会」の実現に向けた政策立案のこれまでの経緯

平成27年9月　**「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月　**「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**

7月　「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月　地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

平成29年2月　**平成29年改正法案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出**

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月　平成29年改正法案の可決・成立

※　改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月　地域力強化検討会　最終とりまとめ

平成30年4月　**平成29年改正法の施行**

令和元年5月　**地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**

12月　**地域共生社会推進検討会　最終とりまとめ**

令和2年3月　**令和2年改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**

6月　**令和2年改正法案の可決・成立**

令和3年4月　**令和2年改正法の施行（重層的支援体制整備事業の創設などの改正規定）**

令和7年5月　**地域共生社会の在り方検討会議　中間とりまとめ**

12月　**社会保障審議会福祉部会　報告書とりまとめ**

令和8年4月　**令和8年改正法案（社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**

6月　**令和8年改正法案の可決・成立**

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和７年５月２８日

◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和２年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和６年６月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、**福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

１．地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※１
  ※１ 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

２．身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※２、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※２ 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

３．成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【２．②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

４．社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

５．社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく**必要
- 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1．地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**

  （１）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（２）支援関係機関同士の連携体制整備、（３）地域住民と支援関係機関の協働体制整備

- **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**

  ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- **生活困窮者自立支援制度**の対象として、**頼れる身寄りがいない高齢者等が含まれることの明確化**等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- **過疎地域等における**包括的な支援体制整備を推進するための**新たな仕組みの創設**

  福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準を**縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割**を明確化
- **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2．頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- **頼れる身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- 上記事務を担う**中核機関の法定化**

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

３．社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①　社会福祉連携推進法人制度の見直し

・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②　既存施設の土地・建物等の有効活用

・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**

・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

４．災害に備えた福祉的支援体制について

①　平時からの連携体制の構築

・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加

・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②　DWATの平時からの体制づくり・研修等

・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**

・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

５．介護人材の確保・育成・定着について

①　地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②　若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③　中核的介護人材の確保・育成

・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充

・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**

・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④　外国人介護人材の確保・定着

・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討

・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

（Ｒ２年社福法等改正）

・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ（8050問題、介護と育児のダブルケア、孤立など）

→ ・地域住民等と支援関係機関の協力による、地域における包括的な支援体制の整備

・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

（その後の状況・今後の変化）

- **人口構造の急速な変化**　2025年から2040年で生産年齢人口は**15.0% 減少**、85歳以上人口は**42.2% 増加**
- **人口減少の地域差**　558 の市町村（全市区町村の約３割）が**2050年には人口が半減**（2015年比）　**特に中山間地域等**
- **単身高齢世帯の増加**　2020年：738 万世帯（13.2%）　→　2040 年： 1,041 万世帯（**18.6%**）
- **自助・互助・共助・公助のバランスの変容・支え合いの希薄化**　血縁、地縁、社縁などの**互助機能が低下**

⇒多様で複雑な福祉ニーズの顕在化、サービスの担い手の減少

（Ｒ２年改正法附則の検討規定（５年後目途））

見直しの方向性

○ 人口構造の急速な変化等に対応するため、2040年に向けて、

① 地域の実情に応じた包括的な支援体制（※）の拡充
② 福祉人材の安定的な確保・定着支援
③ 支援基盤の強化、等に取り組む。

（※）地域住民と行政・相談支援機関等が一体となり、多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備するもの。

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第51号）の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。

② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。

③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。

④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。

⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。

⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

２．福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。

② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。

③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

３．支援基盤の強化等【社福法】

① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。

② 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）として活動する人材登録の仕組みを整備する。 等

施行期日

令和９年４月１日（ただし、２．②の一部は公布日、２．③は公布後１年６月以内に政令で定める日、１．③及び⑤の一部は公布後２年以内に政令で定める日、１．⑤、⑥及び２．①の一部は公布後３年以内に政令で定める日）

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）

②重層的支援体制整備事業

③小規模市町村地域協働事業

【１．包括的な支援体制整備（全般）関係】
①包括的な支援体制整備方法の明確化、②都道府県による伴走支援強化

制度改正等の内容

（背景・課題）

①　社会福祉法第106条の３において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としているが、一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。このため、市町村及び都道府県における包括的な支援体制の整備の推進に向けて実施すべき施策や役割の明確化や、重層的支援体制整備事業を活用する場合を含め、包括的な支援体制の構築の取組の質の向上に向けた対応を進めていくことが必要。

②　都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催や基本的な情報提供に留まっており、市町村の実情に応じた支援の強化が課題。

（制度改正等の内容）

（①について）

- 包括的な支援体制整備に必要な要素を明確化。（社福法第106条の３第１項関係）
- 令和７年度調査研究において、包括的な支援体制の整備に向けてどのような活動・体制整備が望ましい効果が発現するかを整理した「ロジックモデル（評価枠組み）」を策定。

（②について）

- 都道府県が行う市町村への後方支援事業について、令和８年度より、伴走支援を行う場合は国庫補助基準額の引き上げを行うなど管内市町村の課題等に応じた支援を行えるよう見直しを行っている。

今後の対応

（①について）

- 当該ロジックモデルについては、令和８年度、複数の自治体において実証を行った上で、自治体の負担についても考慮しつつ、さらに使いやすいツール等の開発を行う。自治体においては、当該ロジックモデルを自己点検のツールとして活用し、自らの地域における体制整備の状況や課題を確認いただいた上で、関係者を交えて議論するなどにより、体制整備に役立てていただきたい。

（②について）

- 令和８年度に、国・都道府県が共同で市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走的支援を実施し、今後都道府県が主体となって市町村への支援を行うための必要な方策を整理していく。

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の３：改正後）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。

（※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。

≪イメージ図≫

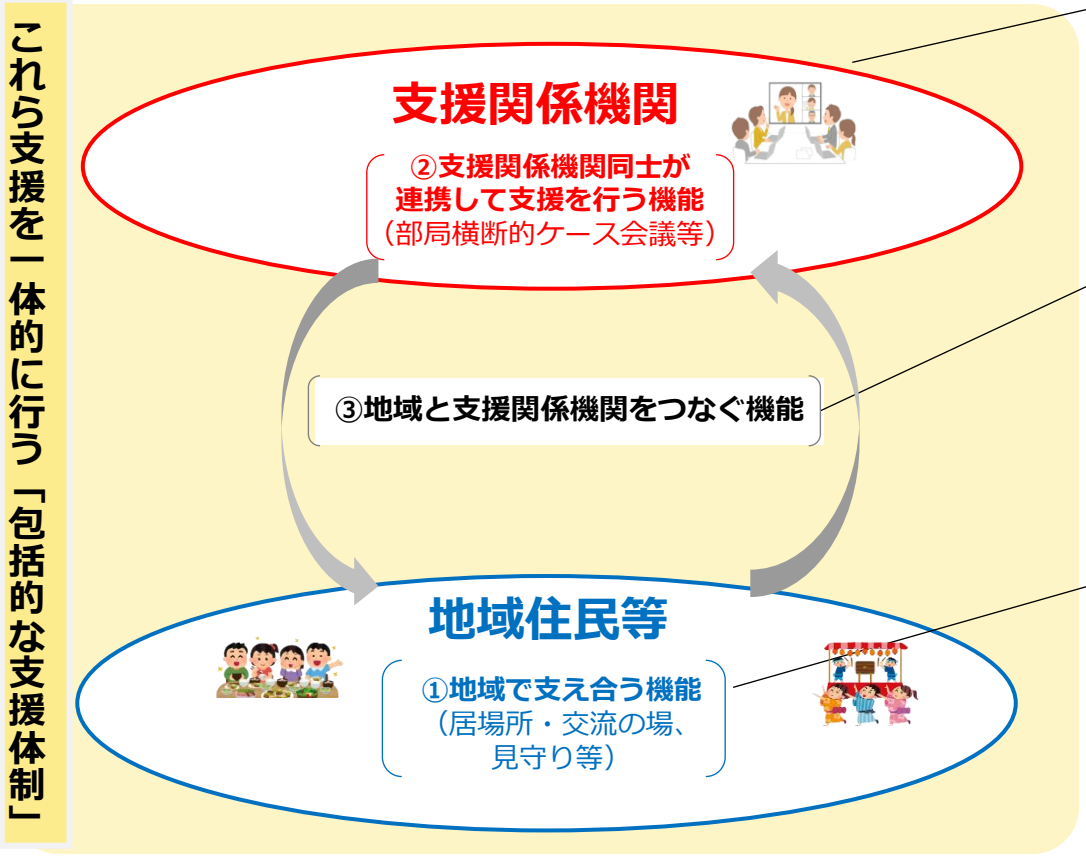

≪条文との関係≫

◎106条の３第１項第３号

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第２号

二　地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進にかかる取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第１号

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



最終アウトカムと「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の関係性

本ロジックモデルの最終アウトカムのうち、
地域住民に関する２つの最終アウトカム（下図の下段）は、国が示す「包括的な支援体制の整備」のイメージ図の①地域で支えあう機能、
支援関係機関に関する２つの最終アウトカム（下図の上段）は、イメージ図の②支援関係機関同士が連携して支援を行う機能に位置付けられる。

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図



イメージ図の出典）厚生労働省資料

本ロジックモデルの使い方と取組の進め方

“自己点検ツール”としてお使いください

本ロジックモデルは、包括的な支援体制整備の所管課が、関係者と共に取組の進捗状況を確認するための**“自己点検ツール”**として作成しました。**まずは「課題」を見てください。共感するところがあれば、そこに記載されている初期アウトカムのような変化が起きているかを確認してください。現在の取組を継続すべきか見直しすべきかを検討することができます。**

また、課題やアウトカムの中には、現場の支援者が明確に言語化せずとも日頃から気になっていることや意識していることが記載されているかもしれません。現場で感じている問題意識や取組の意義等を言語化して庁内外に説明する材料としてもご活用いただけます。

全ての市町村に活用いただけます

包括的な支援体制の整備は、すべての市町村の努力義務となっています。重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）を実施している市町村においては事業の効果を評価するのに活用いただけるほか、重層事業を活用せずに取り組んでいる市町村にも、取組の進捗状況を評価するのにご活用いただけます。

基本的な概念・キーワードを理解した上でご活用ください

本ロジックモデルは、地域共生社会、包括的な支援体制の整備等に関する基本的な理解の上でご活用いただくことを前提としています。また、これまで国の資料やガイドブック等で示されてきた「伴走支援」「支援者支援」といったキーワードが、取組の中でどのように実践され現場に変化が生まれるのかも示しています。

そのため活用にあたっては、基本的な概念やキーワードを理解するため、国の資料やガイドブック等もあわせてご参照ください。

管理職のイニシアティブがなければ、包括的な支援体制の整備は進みません

取組を進める中で、既存の体制では対応できないニーズや課題を把握するのは所管課の役割ですが、それを受けて全庁的な相談支援体制の見直し（機構改革や事務分掌の変更等）を行うのは管理職の仕事です。担当者だけで取り組んでいては、現場が疲弊していく一方であり、**部課長級のイニシアティブこそが包括的な支援体制の整備に必要不可欠**と言えます。また、ロジックモデルの活動の中には、福祉以外の部門との協力が必要なものもあり、全庁的に取り組むためにも管理職の関与が必要です。

「アウトカム」の達成にこだわり、「活動」は柔軟に変えていくことが重要です

P1に記載の通り、本ロジックモデルは、初期アウトカムを重視して作成しています。指標をモニタリングする中でアウトカムにつながっていないと考えられる場合は、取組を柔軟に変えていく必要があります。限られた人員体制で包括的な支援体制の整備に取り組む市町村においては、アウトカムにつながる効果的な取組に資源を集中させていくことが重要です。

全ての取組を同時に着手する必要はありません

本ロジックモデルを読むと、取組が多岐にわたりハードルが高いと感じられるかもしれません。しかし、すべての取組に同時に着手する必要はなく、先行市町村も最初からすべての取組を同時に進めてきたわけではありません。前述の通り、この取組は所管課や担当者だけで進めるものではなく「仲間づくり」が極めて重要です。そのため、多くの関係者の共感を得られそうな課題から着手してはどうでしょうか。所管課は、その時点で取組が不十分なパーツは意識しつつも、関係者の意識が醸成されるタイミングを見計らいながら取組の幅を広げていくことが重要です。

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和９年度概算要求額　2.0億円（2.0億円）　※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

１．事業の目的

○　都道府県において、社会福祉法第６条第２項及び第３項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

２．事業の概要

○　補助率：国3/4　、補助基準額：管内市町村に⑤の伴走支援及び専門職の派遣を行う場合：18,000千円、
⑤の専門職派遣を行う場合：14,000千円、⑤の伴走的支援を行う場合：12,000千円、いずれも行わない場合：8,000千円

○　①及び②を都道府県自ら実施した上で、③～⑦のうち管内全市町村から把握した支援ニーズに応じた取組を実施

実施の前提

①　都道府県庁内・庁外連携に資する取組	②　管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討
介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討

支援ニーズに応じて実施

③	管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるするための研修の実施
④	管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築
⑤	管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣（※） （※）・包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助 ・包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供 ・定期的な進捗確認・相談受付・助言 ・課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助 ・地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣 ・各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣　等
⑥	地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるのためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催
⑦	その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和９年度概算要求額　70百万円（70百万円）※（）内は前年度当初予算額

自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

１．事業の目的

○　包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。

○　加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、今後すべての都道府県が主体となって市町村への支援を実施することができるよう、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、市町村への支援にあたってのノウハウを蓄積する。

２．事業の概要

○　実施主体：国　／　補助率：－（委託費）

①　市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

市町村の管理職向け研修	○　地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。
都道府県向け研修	○　地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。

※　このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

②　都道府県と共同で行う伴走的支援

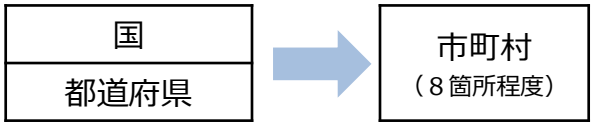

○　包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。

○　今後すべての都道府県が主体となって管内市町村への支援を実施することができるよう、効果的な支援策の整理、評価指標や伴走的支援の手引きの見直しや市町村への支援にあたってのノウハウの蓄積を行う。

【１．包括的な支援体制整備（全般）関係】
③支援会議の拡大

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 社会福祉法に基づく支援会議については、これまで重層的支援体制整備事業を実施している自治体のみが設置できる仕組みとしていたところ。
- 包括的な支援体制の整備については、社会福祉法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることが重要であるため、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要。

（制度改正の内容）

- 重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、全ての市町村で支援会議を設置することを可能とする。
- この際、社会福祉法に基づく支援会議については、他の制度に基づく会議等において、支援内容の検討が十分になされていない場合に、社会福祉法に基づく支援会議において検討を行うことを法令上も明確化。　（社福法第106条の３第２項関係）

今後の対応

- 社会福祉法に基づく支援会議の詳細な運用について、年明け頃にガイドライン等において周知予定。

（注）基本的には従来の支援会議の運用方法を継続するが、どのような場合に社会福祉法に基づく支援会議の対象となるかなど、他制度に基づく会議体との関係性等の詳細についてお示しする予定。

（お願いしたいこと）

- 各市町村において、他の制度に基づきどのような会議等が設置されているのかの把握や、役割分担等の考え方の整理などを順次始めていただくようお願いしたい。

支援会議の拡大について

- 全ての市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により支援会議を組織することが可能となる。
- この際、他の制度に基づく会議等との役割分担の整理や、既存制度におけるネットワーク等は貴重な資源であり、まずこの活用を検討することが重要であることから、他の制度に基づく会議等において、**支援内容の検討が十分になされていない場合において**、社会福祉法に基づく支援会議において検討を行うものとする。

≪支援会議の仕組み≫

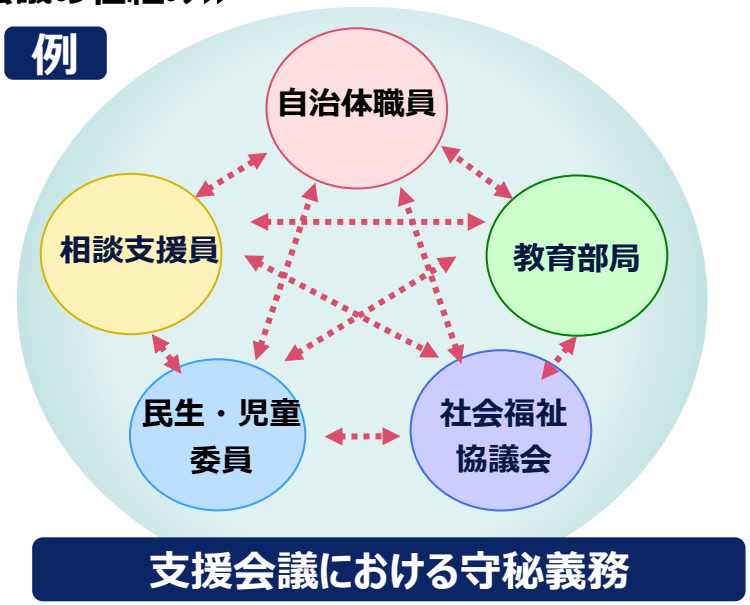

≪支援内容の検討が十分になされていない場合の例≫

国会においては、

- 他制度に基づく会議体が設置されていない場合、
- 取り扱う事案の特徴等から、他制度の会議体において十分な検討がなされると市町村において判断できない場合、
- 所管が分からない事案

などを想定している旨答弁しており、今後、詳細は、ガイドライン等でお示しする予定。

守秘義務の設定

⇒ 一定の要件（※）を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる

※本人から支援を求めることができず同意が得られない場合、速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合等（今後、個人情報保護委員会と調整予定）

重層的支援体制整備事業における支援会議・重層的支援会議について

○　関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、支援会議が法定化されている。

○　一方、重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

【支援会議と重層的支援会議の整理】

	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	法律（社会福祉法第106条の６第１項）	実施要綱等
設置（開催）主体	市町村	市町村
対象	市町村が支援決定したケースに限らない	市町村が支援決定したケース
関係機関との情報共有	**本人の同意がなくても可能** ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり	**本人の同意が必要**
主な目的	• **関係機関間の情報共有**による、**支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ** • **地域における支援体制の検討** （取り扱う事例） • 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 • 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	• **プラン案の適切性の協議** • 支援提供者によるプランの共有 • プラン終結時等の評価 • 個々のニーズに対応する**社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討**

【１．包括的な支援体制整備（全般）関係】
④地域福祉推進協力団体

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 人口減少等が進む中で、地域との協働を促進していくことが重要。地域においては、住民の身近な団体等と協定を結び、見守り支援等を行っている事例もある。
- 市町村が協力団体を委嘱できる仕組みを設けることで、こうした取組を推進し、地域と支援関係機関の連携・協働を図ることが必要。

（制度改正の内容）

- 市町村が地域福祉推進協力団体を委嘱することを可能とする（例えば郵便局、生活協同組合、コンビニ等を想定）。その際、団体の活動環境整備を図るため、秘密保持に十分な配慮をしなければならないことや研修を行うことを規定。（社福法第106条の13第１項及び第３項関係、第106条の14関係）
- 地域福祉推進協力団体は、以下の活動を行う。（社福法第106条の13第２項関係）
  - ①　地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。
  - ②　地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をすること。
  - ③　地域福祉の推進のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
  - ④　その他地域福祉の推進を図るための活動であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

今後の対応

- 地域福祉推進協力団体に関する運用方法について、年明け以降に詳細を周知予定。

（※）例えば、地域福祉推進協力団体から市町村へ情報提供する際の内容や方法、団体において情報を取り扱う際の留意点、日頃の連携体制の在り方、団体への必要な研修内容等についてお示しすることを想定。

【１．包括的な支援体制整備（全般）関係】
⑤地域と福祉支援体制の協働の推進

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。
- 地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進することが必要。

（制度改正の内容）

- 地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携を明確化。（社会福祉法第６条第１項関係）

今後の対応

- 令和８年度に「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」を実施し、他分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、課題を抱える地域住民を早期につなぐ体制を整備することができるよう、モデルの構築や手引きの作成等を行う。**【別冊P.28参照】**

地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究
（令和７年度社会福祉推進事業）



目次

第１部　はじめに（本書の目的・使い方）

第２部　地域との連携協働の現状と課題

① 地域との連携・協働を福祉が考える意味
② 自治体における分野を超えた連携・協働の必要性
③ 地域に関わるアクター（関係者）
④ 地域の個性を把握し、リスペクトする
⑤ 住民活動の始まり方

第３部　具体的な支援・多様な方法

① 地域活動の開始に至る手法・住民発意の引き出し方【主に導入段階】
② 持続的な活動実施のための支援方策【主に継続・発展段階】
③ 地域活動と福祉支援体制の連携・協働方策【主に成熟段階】

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（イメージの補足）

事業の目的

○　地域住民主体の活動を促進・強化し、地域生活課題を抱える地域住民を、地域の中で必要な支援に早期につなぐことができるようにする。

⇒　包括的な支援体制の整備の図（右）における、③の「つなぐ機能」と、その「つなぐ機能」と連動した、①の「地域で支え合う機能」を充足させるもの。

＝　単に①の個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨の事業ではない。

（１）地域住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するとともに、

（２）地域が支援関係機関に、支援関係機関が地域に、地域生活課題を抱える住民をつなぐ体制づくりが重要。

○　上記機能の充足を、福祉以外の幅広い他分野との連携協働により達成する。

⇒　地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（ＲＭＯ）、指定地域共同活動団体等との協働が前提。

※　本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体等が　既にある市町村での実施を想定　。



事業内容詳細

○　本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、以下の①～④は必須、⑤は必要に応じて行うこととする。

①	既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論	②・③の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
②	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
③	検証・見直し	実践状況や、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」、それと連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
④	地域連携・協働支援員の配置	①～③の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で１名配置。 （地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）との兼務は可。）
⑤	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が②の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）

②重層的支援体制整備事業

③小規模市町村地域協働事業

【２．重層的支援体制整備事業関係】
交付金の設計の見直し、検討プロセスの明確化、実施計画の記載事項など

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。
- 令和２年度の制度創設以降、実施箇所数は増加しており、地域性を生かした創意工夫に富む実践もみられるものの、事業内容の質の向上が課題となっている。また、事業実施に先立つ検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。
- 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・ 評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要。
- 必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要。

（制度改正の内容）

- 重層交付金の交付基準額について、令和８年度の見直しにおいて、市町村の取組を評価する観点から、従前より実施要綱等で記載してきた内容を実施した場合に、交付基準額の加算を新たに設け、取組内容に応じた交付基準額とした。
- 重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加。（社福法第106条の５関係）

今後の対応

- 重層的支援体制整備事業実施計画に記載すべき項目について、社会福祉法第106条の５により事業の目標・評価に関する事項を追加したところ、今後指針等の改正を行う予定。
- 令和９年度から、事前の検討プロセス（地域における地域活動等の把握、地域住民、支援関係機関等との意見交換、事業実施の必要性や実施方法の検討等）を実施していることを、重層的支援体制整備事業を開始する際の要件とする予定（その際には、ロジックモデル等の評価枠組みを活用いただくことを想定している）。

（お願いしたいこと）

- 指針等の改正に併せて必要事項を定めた計画策定及び定期的な評価や見直しを行っていただきたい。
- 令和９年度より重層的支援体制整備事業を開始することを予定している市町村や、既に事業を実施している市町村で必要な検討プロセスを実施していない市町村におかれては、このロジックモデル等の評価枠組みを活用した事前の検討プロセスを令和８年度中に実施いただくようお願いしたい。

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

○　令和８年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和３年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約６倍（令和８年度予算案：55.6億円、令和３年度予算額9.7億円）となっている。

○　また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移

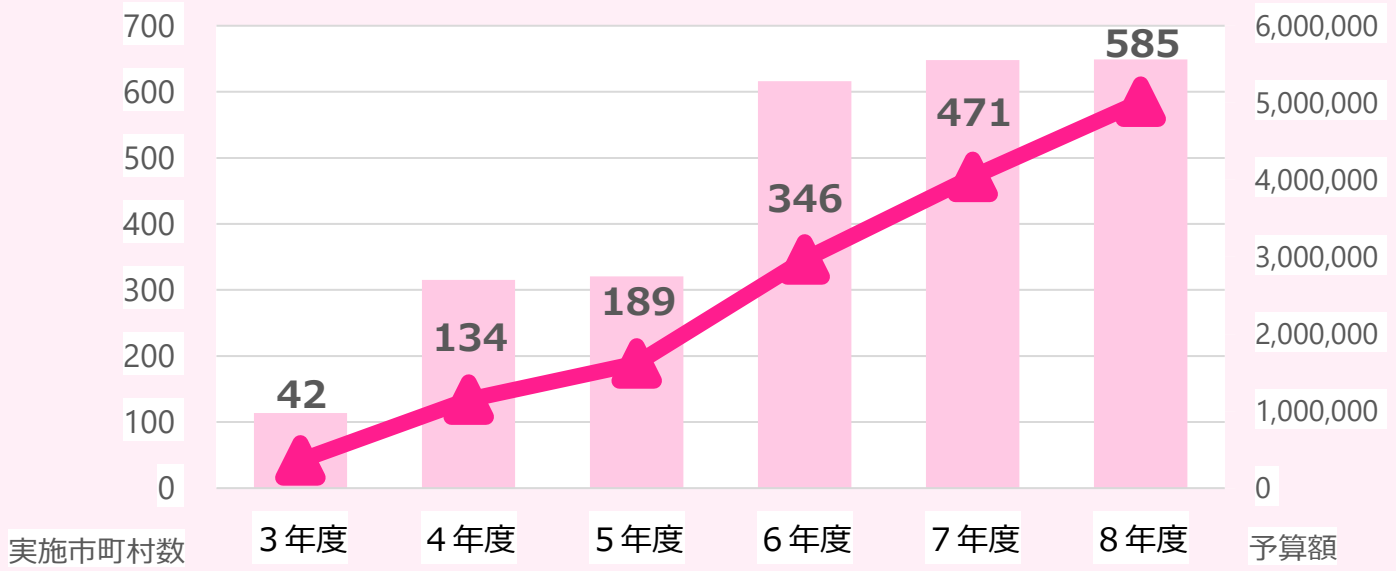

	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度
実施市町村数	42	134	189	346	471	585
（事業開始市町村数）	42	92	55	157	127	117
予算額（単位：億円）	9.7	27.0	27.5	52.8	55.5	55.6

人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
１万人未満	10.7%
１万人以上～３万人未満	24.8%
３万人以上～５万人未満	38.4%
５万人以上～10万人未満	54.9%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.6%

（※）８年度は予算案・実施予定ベース。　（※）６年度末に２町村、７年度末に３町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと８年度実施市町村数は一致しない。
（※）実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ　／　人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和７年１月１日時点）

令和８年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

「令和８年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和８年度予算概算要求の考え方）」（令和７年11月21日厚生労働省社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）を改変

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

○　重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための具体的な施策の１つであり、

・　高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
・　体制整備の初期の段階など体制強化の取組において活用し、
・　同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
・　各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制を構築する

ことを目指す事業である。

○　このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。

○　実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和７年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（１）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

○　重層的支援体制整備事業の開始から５年が経過した市町村（令和８年度にあっては、令和３年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国３分の１、都道府県３分の１とする。（※）

○　重層的支援体制整備事業実施前々年度の財政力指数が１を超える市町村（同事業実施年１月１日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国３分の１、都道府県３分の１とする。

　　加えて、同事業の開始から５年が経過した際の交付割合は、国４分の１、都道府県３分の１とする。

（※）令和９年度以降も、開始から５年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和９年度の対象は、令和３年度・４年度に事業を開始した133市町村）。

令和８年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ②

「令和８年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和８年度予算概算要求の考え方）」（令和７年11月21日厚生労働省社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（２）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

○　多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和７年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
１万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
１万人以上～３万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
３万人以上～５万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
５万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和８年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	（参考）移行準備事業補助基準額
１万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
１万人以上～３万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
３万人以上～５万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
５万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の５に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額

重層的支援体制整備事業の見通し

「重層的支援体制整備事業について」
（令和8年1月26日社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡
一部抜粋）

○　重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。

○　令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行ってきています。
（注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
（注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和３年度）⇒56億円（令和７年度）⇒56億円（令和８年度当初予算案）

○　しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。
　さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。
（注3）令和8年度の見直しの内容　　※詳細は、次ページ以降を参照ください。
（１）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
（２）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定

○　2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

○　厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

社会福祉法等の一部を改正する法律案　附帯決議

＜衆議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。また、事業の目標設定や評価に際しては、単なる相談件数等の数値のみならず、伴走支援や関係づくりに資するような質的な成果を適切に評価できる仕組みを構築し、評価業務が現場の過度な負担とならないよう配慮すること。併せて、多機関協働事業の運用指針について、既存制度との役割分担を理由として支援対象が過度に限定されないよう配慮すること。

二、重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。また、重層的支援体制整備事業実施計画の目標設定に際しては、単なる相談件数等の数値のみならず、質的な成果を適切に評価できる項目を設定するとともに、それらの進捗についてロジックモデルを活用し、ＰＤＣＡサイクルによる検証と改善が図られる仕組みを構築すること。

拡充

重層的支援体制整備事業交付金

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和９年度概算要求額　【多機関協働事業等】 58億円（56億円）　() 内は前年度当初予算額

１．事業の目的

○　社会福祉法第106条の３において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。

○　重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する具体的な施策の１つとして、令和２年社会福祉法改正により創設。

⇒　① 介護・障害・こども・生活困窮の既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。

⇒　体制整備の初期の段階など体制強化の取組において活用し、各分野の支援機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制を構築することを目指す。

２．事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、３事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

○　介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

○　介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

○　包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

※　加算要件の見直し
テーマ型設定型公募によるモデル加算の創設
令和８年度以降に事業開始する市町村の基準額の見直し

３．実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

○　包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒　介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

○　多機関協働事業等
⇒　国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※　事業開始から５年経過した市町村、財政力指数が１を超える市町村（人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区は、は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3　等

実施市町村数

７年度：471
８年度：585（予定）
９年度：654（予定）

重層的支援体制整備事業　実施市町村数等の推移／多機関協働事業等の見直し

(1) 実施市町村数の増（R8：585 → R9：654（+69））

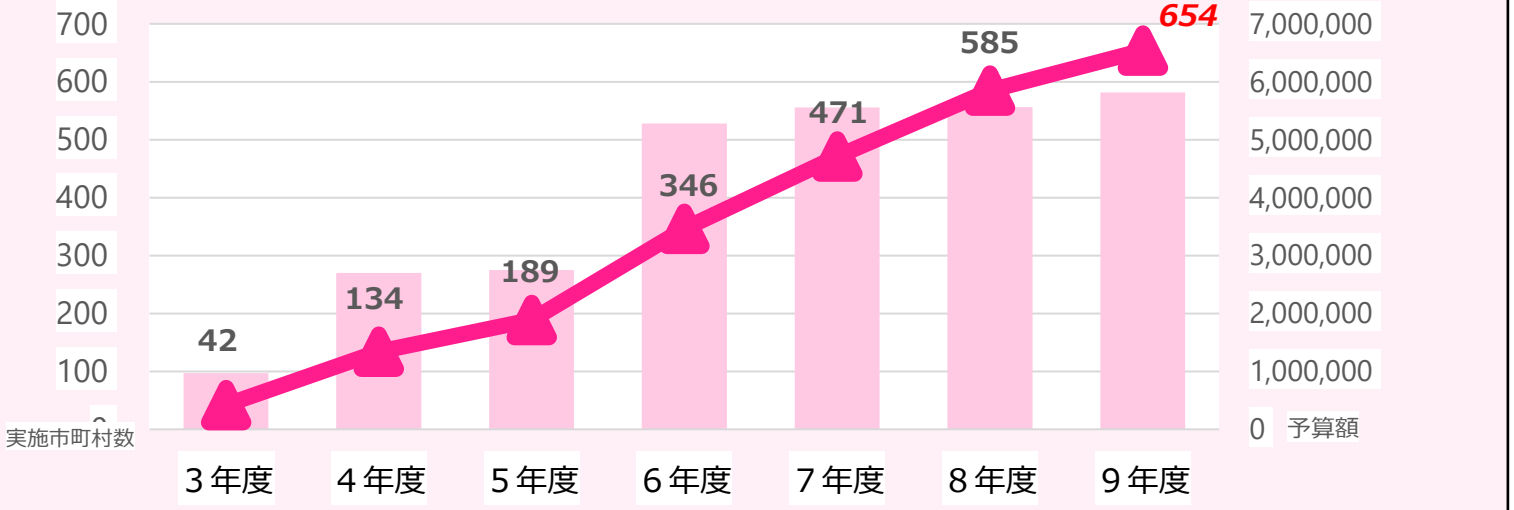

	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度概算要求
実施市町村数	42	134	189	346	471	585	*654*
（事業開始市町村数）	42	92	55	157	127	117	*69*
予算額（単位：億円）	9.7	27.0	27.5	52.8	55.5	55.6	*58.2*

市町村の人口規模	実施率（R８）
１万人未満	10.7%
１万人以上～３万人未満	24.8%
３万人以上～５万人未満	38.4%
５万人以上～10万人未満	54.9%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.6%

（※）８年度は実施予定ベース。　９年度は、令和７年11月意向調査において、令和９年度より新たに重層事業を実施する予定と回答した自治体数
（※）６年度末に２町村、７年度末に３町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと８年度実施市町村数は一致しない。
（※）実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ　／　人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和７年１月１日時点）

重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の見直し

(2)多機関協働事業等の交付基準額に係る加算の見直し

① 加算要件の見直し

○ 補助基準額の加算要件に関して、
- 「事業実施のための検討プロセス」について、社会保障審議会福祉部会の提言を踏まえ、事業の必須要件（省令で規定することを検討）する。
- 「重層的支援体制整備事業実施計画」について、令和8年社会福祉法改正を踏まえ、法に掲げる事項が定められている場合に加算を行うものとする。

	見直し後	加算額
1	○検討プロセスを経ることは事業の実施を行うための必須要件とする。 ※令和８年度以前より事業を実施している自治体で検討プロセスを経ていない場合は、経過措置として、基準額の減算を行った上で、令和９年度中に検討プロセスを経るものとする。	本体額に計上
2	○社会福祉法第106条の５に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	定額
3	○同計画において、社会福祉法第106条の５に掲げる事項が定められている。	定額

	見直し前（令和８年度）	加算額
1	○包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している。	本体額 × 20%の額
2	○社会福祉法第106条の５に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	本体額 × 10%の額
3	○同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている。	本体額 × 10%の額

② テーマ設定型公募によるモデル加算の創設

○ 包括的な支援体制整備の更なる深化を図るため、包括的支援体制の基盤に根ざした地域の資源・取組の蓄積に応じた創意工夫ある実践の創出・展開を行えるよう、国において設定したテーマ毎に、重層的支援体制整備事業によりモデル的な取組を行う自治体を公募により選定し、期間限定（最長２年間）で交付基準額の加算を行う。

※ @7.5百万円×３～５自治体×３～５テーマ×1/３または1/4（国補助率） = 37.5百万円（計15自治体を想定）
※ 包括的な支援体制整備に一定期間取り組んだ市町村（事業開始５年を経過した市町村）を対象とする。
※ 公募テーマの例：防災分野との連携、身寄り・消費者保護分野など権利擁護支援との連携、市町村間または市町村と都道府県間の広域連携による支援モデルなど

重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の見直し

(3) 多機関協働事業等の交付基準額の見直し

○ 令和９年度より、重層的支援体制整備事業の質の向上を図るため、事業の実施目標の設定、達成状況の評価、計画の見直しを行うこととするが、事業の実施状況の把握・分析や管内の支援機関等との調整、事業内容の見直しなどの業務が多く発生するため、これらに要する費用について多機関協働事業等の交付基準額（※）の引き上げを行う。

※令和8年度以降に事業開始する市町村への交付基準額を対象とする。

※事業開始後２年目以降の交付基準額について引き上げを行う。

＜引上げ額の例＞（人口１万人未満の自治体）＋3,000千円

（１万人以上～３万人未満）＋3,500千円

⋮

（10万人以上～20万人未満）＋5,000千円

⋮

○社会保障審議会福祉部会報告書（令和７年12月18日）

１．地域共生社会の更なる展開について

⑴包括的な支援体制整備に向けた対応

（対応の方向性）

＜重層的支援体制整備事業の質の向上＞

○　事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすることが必要である。

○　**重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要である。**

○ 社会福祉法（令和８年改正）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の５　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の３第２項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　重層的支援体制整備事業の実施により地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項

二　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項

三　重層的支援体制整備事業の実施による支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項

四　重層的支援体制整備事業実施計画の達成状況の評価に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

２　（略）

（１）地域共生社会の背景とその実現に向けた施策

（２）制度改正の経緯

（３）制度改正の内容

①包括的な支援体制整備（全般）

②重層的支援体制整備事業

③小規模市町村地域協働事業

3　過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

令和７年９月８日　第29回社会保障審議会福祉部会資料１を時点更新

現状・課題

○　過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における**配置基準**を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、**小規模自治体**等においては、**事業の実施率も低い**。

○　こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の**相談支援・地域づくり事業を一本化**し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた**地域内での連携・協働を図る**ための**制度改正を実施**し」とされている。

≪2050年人口の変化率別市区町村数≫（2015年人口比）

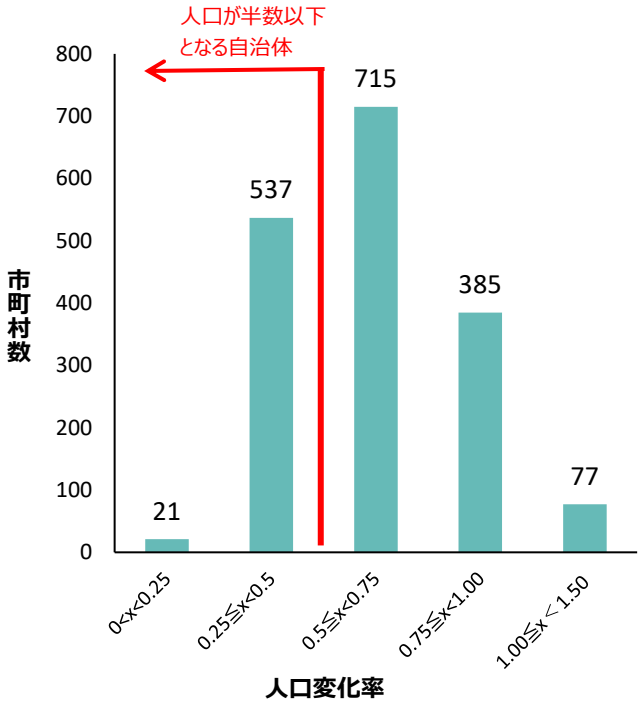

（出典）国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」（令和３年６月）

≪持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会報告書（抜粋）≫（令和７年６月）

１．人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

２．事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す

３．公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

≪重層的支援体制整備事業実施率≫（人口規模別／令和８年度）

市町村の人口規模	実施率（R８）
１万人未満	10.7%
１万人以上～３万人未満	24.8%
３万人以上～５万人未満	38.4%
５万人以上～10万人未満	54.9%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村（1,741市町村）	33.6%

（出典）実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ　／　人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和７年１月１日時点）

重層的支援体制整備事業を実施しない理由（自治体への調査結果）

- 重層的支援体制整備事業に関する自治体へのアンケート調査では、事業を実施しない理由として、多い順から、事業実施する人員体制が不足しているためが、約７割、重層事業を構成する全ての事業の実施が困難なためが約４割。
- 自治体へのヒアリングでは、「これからは１人２役・３役が求められる」「専門職は募集をかけても応募がない」等の意見。

＜重層的支援体制整備事業を実施しない理由＞

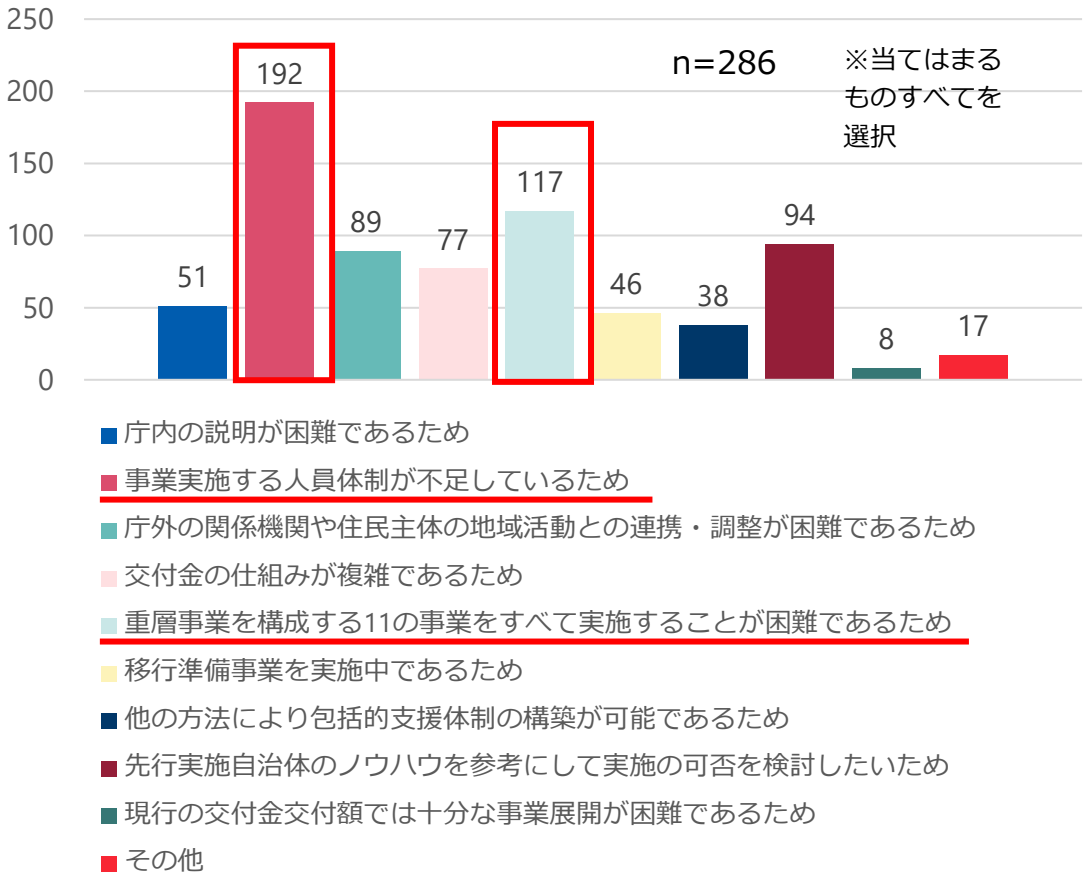

（出典）令和５年度「重層的支援体制整備事業に関する自治体アンケート調査」
（厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室）

＜体制整備に係る自治体へのヒアリング結果＞

- 財源があっても、人が雇えない時代になってきて、これからは１人２役・３役が求められる。人口規模の小さい市町村では、今後各分野でそれぞれ窓口を維持できず、一本化しなければならないところもでてくるだろう。
- 専門職の人材不足は深刻。保健師は当町はおろか県庁でも確保できないと聞く。当町の保健師は３名が40代であり、若い世代がいない。
- そもそも専門職が地域の中にいない。主任ケアマネの確保が特に難しい。居宅事業所の維持が最優先なので、地域包括までなかなか人が回ってこない。
- 県内では、20代の若い保健師が、誰からも仕事の仕方を教えてもらえずに、一人で対応している町村もある。
- 当町では専門職が一次相談も含めて対応しているが、社協でも40～50代が主戦力であり、次世代を担う専門職がいない。募集をかけても応募がない。

（※）厚生労働省において実施した自治体へのヒアリング結果より（令和７年度実施）

【３．小規模市町村地域協働事業関係】

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきている。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。 **【別冊P.55~56参照】**

（制度改正の内容） （社福法第106条の６関係）

- 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設。
- 具体的には、①相談支援事業、②地域づくり事業、③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業を実施するものとし、①②については、分野横断的な一つの配置基準に基づき柔軟な実施を可能とする。 **【P.35参照】**

対象市町村の要件：

- 主に、人口規模１万人程度未満の市町村を想定（例外あり）。既存制度の配置基準を緩和し、相談支援や地域づくりの体制整備を柔軟化するものであることから、その必要性を事前に国が確認等を行う仕組みとする。 **【別冊P.63参照】**

財政支援の仕組み：

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする。その際、小規模市町村の実情を考慮し、事務負担の軽減策も検討する。 **【別冊P.64~65参照】**
- あわせて、今年度、モデル事業を実施して、具体的な課題等を検証することとしている。 **【別冊P.66~69参照】**

今後の対応

- 配置基準や対象市町村の要件を定める省令について、本年秋以降に公布予定（更なる詳細は実施要綱等で規定）。
- 令和９年度予算編成過程において、分野横断的に設定する基準額等の財政支援の具体的な内容について検討。
- 10月中旬頃に、令和９年度からの事業開始予定意向調査を行う予定（重層的支援体制整備事業と同時期）。

（注）この際、別冊P.63のとおり、担い手不足の深刻度等について、厚生労働省としても確認を行う予定。

- 年明け以降、政府予算案等を踏まえ、実施要綱や交付要綱等の策定・周知を行う。
- あわせて、一次相談対応に必要な研修内容、都道府県等との広域連携・後方支援の在り方、地域活動コーディネーター、地域と福祉支援体制の協働の詳細等について、モデル事業を通じて検証を行い、手引きを作成し周知。

（※）なお、来年度本事業を実施する市町村に向けた体制整備の伴走支援を行うことを検討中。

1．①　小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

現状・課題

○　**人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきている。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。

※　包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。

※　重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：１万人未満→9.2%、１～３万人→17.9%・・・ 30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R７年度）

※　重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る３つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R２法改正で創設）。

見直し内容

○　小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設**する。

※　対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定

【事業内容】

①相談支援事業、②地域づくり事業

・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。

・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）

（一体的に実施）

※　小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。

※　市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

≪事業イメージ≫　＜①相談支援事業＞　＜②地域づくり事業＞

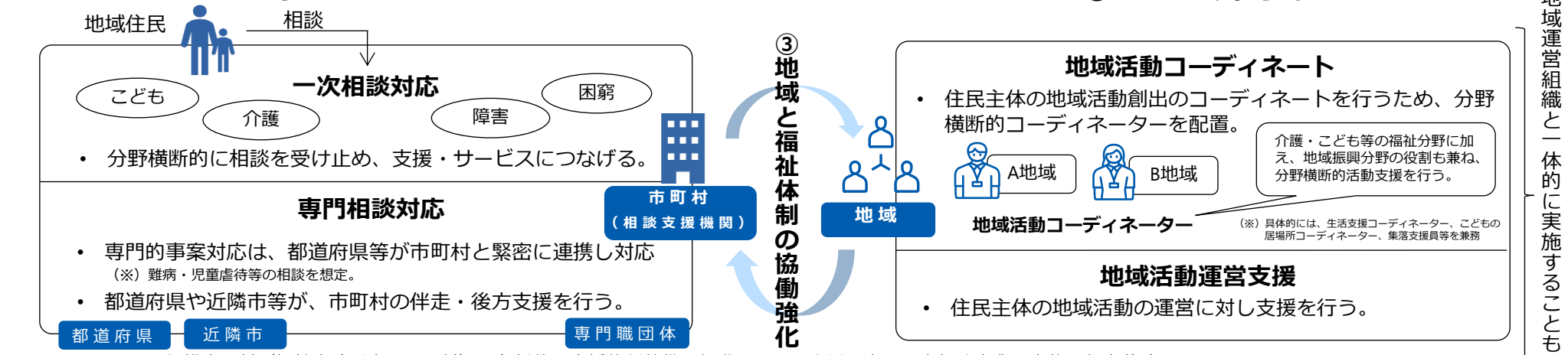

※　あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、

・地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする

・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する　等の措置を講じる。

重層的支援体制整備事業と小規模市町村地域協働事業の比較

	≪重層的支援体制整備事業≫	≪小規模市町村地域協働事業≫
経緯・事業趣旨	• 有識者検討会とりまとめにおいて、既存事業の配置基準・資格要件や、補助金等の交付水準について、これまでの役割や取組を継続できるような水準を保つべきとされた。	• 福祉部会報告書において、小規模市町村の担い手不足や、重層事業の実施率が低い現状を踏まえ、分野横断的な配置基準を設定することや、市町村への補助は、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減等を図る方法を検討し、小規模市町村が使いやすい仕組みとする、とされた。
対象市町村	• 全市町村（任意の手上げ） ※　585市町村で実施（令和８年度）	• 人口規模１万人程度未満を想定 ※　人口密度等を踏まえ、提供体制に支障があると認める場合は、もう少し大きい人口規模の市町村も対象とする。 ※　事業の必要性を事前に県・国と協議を行い、国が実施を認める仕組み。 ※　重層事業との重複実施は認めない。
配置基準・実施内容	• 既存事業毎の配置基準・実施内容に従い実施。	• 相談支援・地域づくり事業それぞれについて、一つの配置基準に従う（配置基準は緩和）。
追加事業	• 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業を実施。	• 地域と福祉支援体制の協働の推進を図る事業を実施。
財政支援	• 相談支援・地域づくりの補助金等は、既存事業の水準を維持。これを明確化するため、各制度の項に、重層交付金の目を設け、どれぐらいの額を重層交付金として拠出しているか分かる仕組みとしている。	• 相談支援・地域づくりは分野横断的配置基準に基づき、補助基準額も分野横断的な基準を設定。
手続面	• 毎年、市町村の担当部局が関係部局に事業対象経費を確認し、関連書類をとりまとめた上で、厚生労働省に申請（計20枚程度）。	• ①相談支援事業、②地域づくり事業、③地域との協働推進事業の３つに集約することに伴い、申請書や実績報告を数枚程度にする。 • 予算計上や交付金予算の受け入れを一つにする。

分野横断的配置基準・財政支援の内容

≪ 1．相談支援事業の配置基準等 ≫

基本

【配置基準】：最低２名以上配置（資格等は問わないが、必要な研修を受講する）。

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討。
（２名以上配置できる基準額を人口規模に応じ設定し、専門職を配置する場合や専門相談対応体制構築には加算すること等を想定）

（※1）市町村が包括的支援事業（介護）を行うにあたり配置基準はないが、地域包括支援センターとして実施する場合についてはその配置基準の趣旨を踏まえて運用すること。

（※2）**こども家庭センターを設置する自治体が実施する場合は**、以下の通りの基準とする**（いずれの場合も、通常のこども家庭センター配置基準よりも柔軟な取扱いとしている）**

＜人口規模5,000人未満の自治体の場合＞
【配置基準】：最低基準2名のうち1名を保健師等（注1）とし、両名は他分野含め包括的対応を行うこととする（兼務可）（注2）
（注1）保健師等：保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー（社会福祉士等）。母子保健と児童福祉の業務・事業は保健師等が中心となって一体的に運営する。
（注2）児童虐待リスクのある家庭への相談対応や支援、機関連携は優先的に実施する。
【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（人口規模に応じて2名以上配置できる基準額を設定し、保健師等の専門職配置には加算すること等を想定）

＜人口規模5,000人以上の自治体の場合＞
【配置基準】：最低基準3名とし、1名資格不問、1名保健師等（注1）、1名児童福祉業務を中心に行う者（注2）とする。
資格不問1名と保健師等1名は他分野含め包括的対応を行うこととする（兼務可）
（注1）保健師等は必ず母子保健業務も担う。
（注2）児童福祉業務を担う者は、「子ども家庭支援員」の要件（※）を満たす必要があり、保健師等と連携したこ家セン業務への専任が望ましい。
（※）こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、保育士等、又は内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けた者（利用者支援事業実施要綱参照）
【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（人口規模に応じて2名以上配置できる基準額を設定し、保健師等や児童福祉業務を担う者の配置には加算すること等を想定。なお、現在、4名以上配置されている場合は、こども家庭センター専任者を安易に兼務に切り替えないこととし、4人目以降に対して加算すること等を想定。

≪ 2．地域づくり事業の配置基準等 ≫

基本

【配置基準】：地域活動コーディネーターとして、最低１名以上配置。
地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター、集落支援員等を兼ねる。

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討。
（地域活動コーディネーターの配置のため、１名以上配置できる基準額を人口規模に応じ設定。
あわせて、住民ニーズや住民発意に基づく地域活動運営等のための支援（※）を行うことを想定。）
（※）住民ニーズや住民との合意を図り実践する内容であれば使途等制限のない支援とすることを想定。ただし、住民等を交えた検証・見直しは実施。

（※）**地域活動支援センター（障害者等の活動・交流の場）・地域子育て支援拠点の拠点整備を継続する場合等は**、これらを一体的に実施することとし、以下のとおりの基準とする。
【配置基準】：最低1名以上配置（兼務可）。地域子育て支援拠点事業の実施は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設。
設備基準は、利用者が必要とする設備（利用者特性に応じた便所、授乳コーナー、ベビーベット等）を備える。
障害者等の活動・交流の場を運営する際は、緊急時対応が可能な環境を整備する（常駐職員がいる施設に隣接する等）
【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（地域づくり事業に係る予算の範囲内で補助（地域活動コーディネーターに係る経費等を除いた額））。

【参考】一次相談対応の内容・イメージ（詳細版）

【１．体制整備方法】

- 例えば、以下の整備パターンが考えられるが、どの窓口に相談しても包括的な対応が可能となっていれば、地域の実情に応じた体制整備を可能とする（どのパターンを選択しても可／これ以外でも可）。

【２．実施内容】

- ４分野の相談支援事業（包括的支援事業（地域包括）、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業）の機能を含む包括的な相談支援対応を実施する。
  （注）ただし、本事業において、基幹相談支援センター（障害）の実施は要件としない。他方、生活困窮の自立相談支援事業に関しては、包括的対応の軸となるため、福祉事務所未設置自治体は一次相談事業（相談受付・つなぎ）の実施を要件とすることを想定。
- 具体的な実施内容は、属性・分野問わず相談の受け止め・情報提供、アセスメント、関係機関との連絡調整、支援・サービスへのつなぎを基本とする。（サービスにつながらない場合の地域と連携した見守り等を含む。プラン作成は必要な場合。）

【３．財政支援等】

- 今後、予算編成過程において検討（２名以上配置できる補助基準額を人口規模に応じて段階的に設定すること等を想定）
- 一次相談対応に必要な研修等は国で整理。必要な方は随時受講できるようにする。

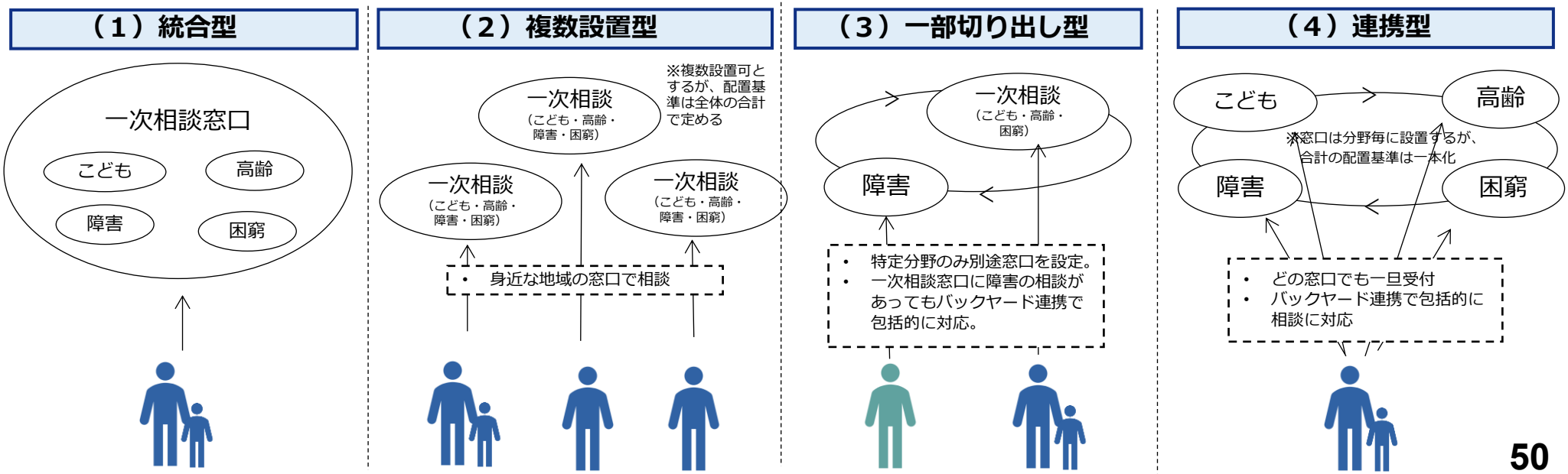

【参考】専門相談対応の内容・イメージ（詳細版）

【１．体制整備方法】

- （１）専門的個別事案の連携体制、（２）都道府県等による後方支援体制について、市町村のニーズや実情に応じた体制整備を可能とする（市町村の必須実施内容としないが、体制整備を推奨するための財政支援等を検討）。
- 市町村の求めに対して、都道府県が支援を行うこと等については、法律上の義務として規定予定。

【２．実施内容】

市町村	①市町村単独で対応が難しい個別事案等の検討。必要な場合、都道府県等に連携体制確保を協議。 ②個別事案の他、都道府県・近隣市等に協力いただきたい後方支援内容の検討。必要な場合、都道府県等に協議。
都道府県等	①都道府県等が実施主体の事案（難病・児童虐待等）については、都道府県等が主導し市町村と連携して対応。 ②都道府県等は市町村からの個別事案・後方支援内容の協議等に対応し、支援する（都道府県等からの提案も可）。 （注）①②については、都道府県の義務として法律上も規定予定。

【３．財政支援等】

- 今後、予算編成過程において、以下についての補助を検討
  ①市町村が支援を求める際に必要となる費用（例えば、近隣市・専門職団体等への委託費）
  ②都道府県による後方支援に係る費用（例えば、人件費等）

（１）専門的個別事案の連携体制

（ｉ）実施主体の事案について都道府県等が市町村と連携し対応。
（ii）これまで市町村等で対応している権利擁護支援、高齢者虐待、重度障害関係等、市町村のニーズに応じて、近隣市・専門職団体等が協力を行う。
（注）ただし、下図の全ての体制を構築する必要はなく必要な体制を取捨選択

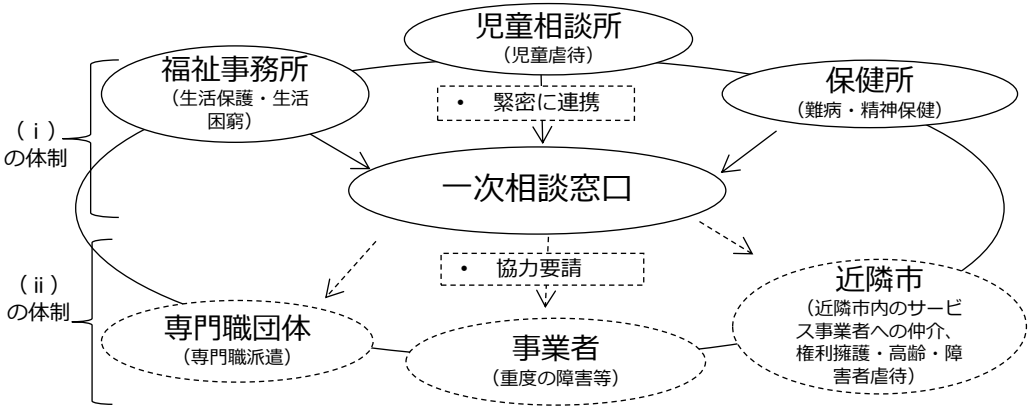

（２）後方支援体制（スーパーバイズ）

地域の実情に応じて、都道府県等が、助言・関係機関調整支援・資源開発等の支援を行う。

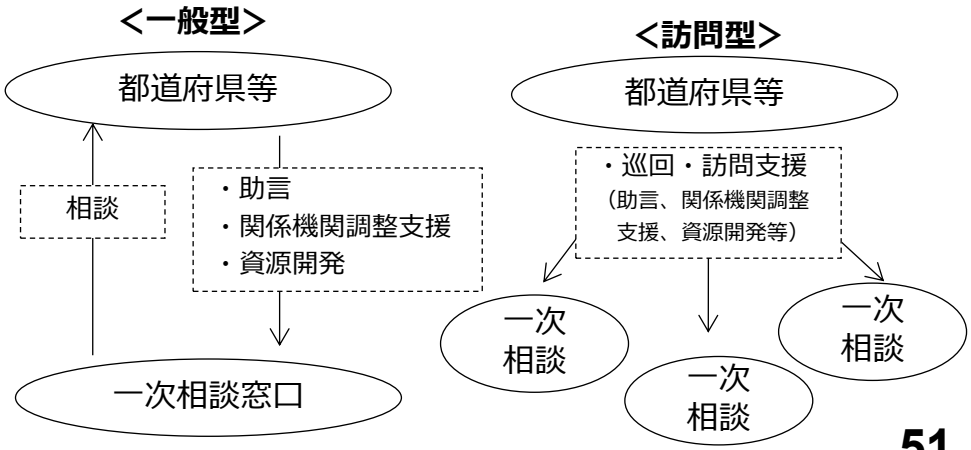

【参考】地域づくり事業の内容・イメージ（詳細版）

【１．体制整備方法】

- 地域活動コーディネーターの具体的な配置方法等は、市町村において柔軟に決定可能とする（配置する圏域単位や体制について特段の基準を設定しない／配置人数も１名以上の基準のみとする等）。配置した地域活動コーディネーターを中心に地域活動の運営支援を行う。

【２．実施内容】

①地域活動コーディネーターの配置	• 生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わない地域活動コーディネートを可能とする。
②地域活動の運営支援	• 住民発意を尊重しつつ、住民と協議・合意した活動に対して支援を行う。

【３．財政支援等】

今後、予算編成過程において、地域活動コーディネーターの配置に係る補助基準額を人口規模に応じて設定することを検討。
また、住民発意を尊重するが、その実施内容もまた住民等を交えて検証・見直しを行う必要があることに留意。

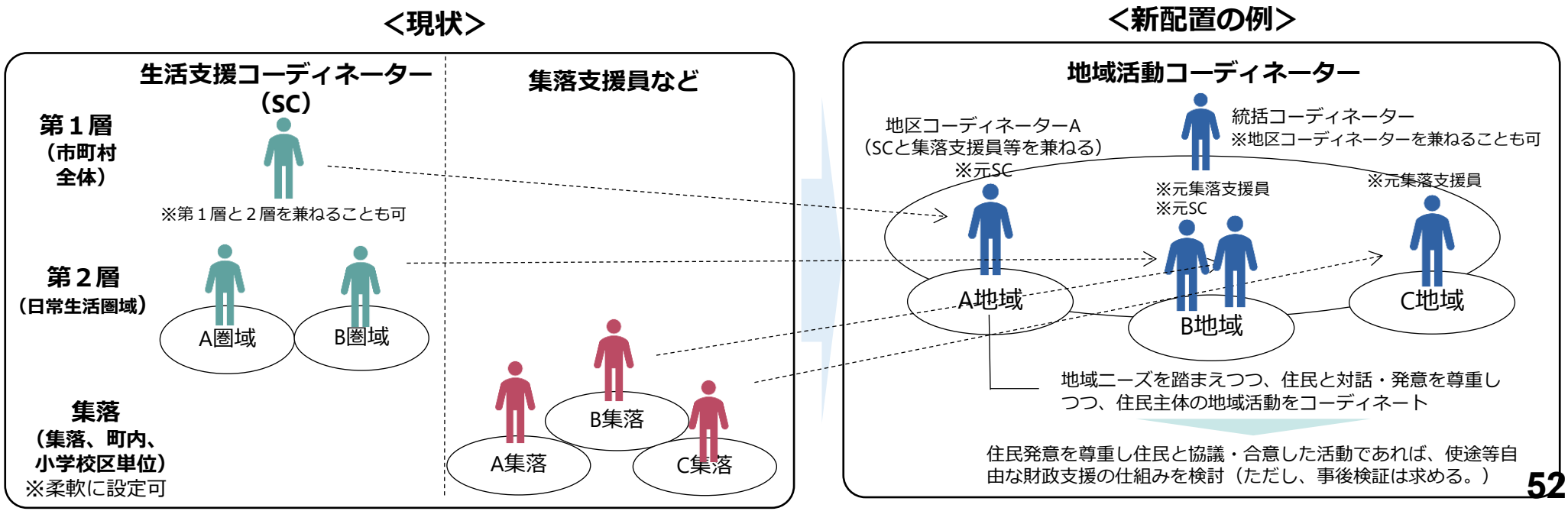

地域と福祉支援体制の協働を推進する事業の内容・イメージ

「全国自治体説明会（別冊資料）」
（2026年7月28日）一部改編

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、①住民主体の地域活動による地域での支え合い（地域づくり）、②行政・相談支援機関による包括的な相談支援が重要。さらに、地域と相談支援機関が協力して一体的に取り組む必要がある。
- このため、①と②をつなぐための取組が重要であり、地域と福祉支援体制の協働体制整備に対して支援を行う必要。
- 特に、今般の小規模市町村等における仕組みにおいては、相談支援機関の配置基準は、緩和・縮小となるが、包括的な支援体制の推進は図る必要があることから、既存の地域資源を活用した地域と福祉支援体制の協働強化が必要。

≪ 具体的な実施内容イメージ ≫

分類	実施内容の例
（１）地域→支援関係機関	• 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動 • 住民交流の場から支援関係機関のつなぎ　など
（２）支援関係機関→地域	• 支援関係機関から民間団体の見守りや住民交流の場につなぐ取組（参加支援） • 地域活動に福祉医療専門職が同行（移動販売に保健師が同行、高齢者サロンに理学療法士が訪問相談等） • 地域活動が行われている拠点（公民館等）で、相談支援機関が住民の生活の困り事相談会などを実施　など
（３）継続的・組織的体制整備	• 地域と行政機関の定期的な協議の場を設定する等により、地域と支援関係機関が連携・協働する体制を整備する取組　など

（注）それぞれの具体的な事例については、「住民主体の地域活動と福祉支援体制の協働に向けたガイドブック」第３部等も参照（厚生労働省令和７年度社会福祉推進事業）

≪ 包括的な支援体制のイメージ ≫
（社会福祉法第106条の３）

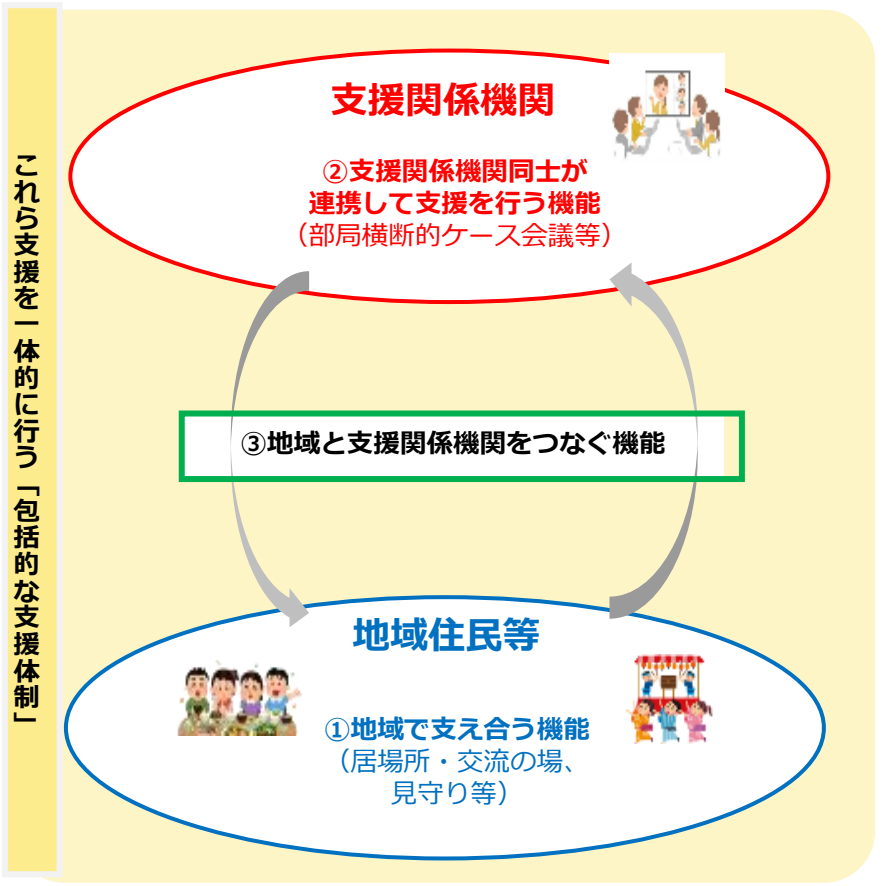

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋　※令和8年改正後

（都道府県の責務）

第百六条の六の二　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、必要と認めるときは、当該小規模市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、当該小規模市町村の求めに応じ、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

2　都道府県は、小規模市町村が小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施する場合において、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を自ら行うときは、当該小規模市町村との密接な連携の下に行うものとする。

3　小規模市町村は、厚生労働省令で定める小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業（第一項の小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業をいう。以下同じ。）に従事する職員及びその員数に関する基準に従い、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を行うものとする。

4　小規模市町村は、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を実施するに当たつては、こども家庭センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

5　小規模市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の事務の全部又は一部を当該小規模市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法等の一部を改正する法律案　附帯決議

＜衆議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。（後略）。

三　小規模市町村における包括的支援体制の整備に当たっては、配置基準の柔軟化が安易な兼務による現場の過重負担や専門性の低下を招くことのないよう留意し、必要な研修機会の確保並びに都道府県及び近隣市等による後方支援体制を整備すること。また、分野横断的な人材育成を図るため、複数の国家資格取得に係る科目免除等の養成課程等の見直しを速やかに検討すること。

＜参議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、全ての市町村において包括的支援体制を構築し、誰もが取り残されることなく地域で支え合う社会を実現するため、市町村への伴走支援の強化を図ること。また、小規模市町村における包括的支援体制の整備に当たっては、人員配置基準の柔軟化が安易な兼務による現場の過重負担や専門性の低下を招くことのないよう留意し、必要な研修機会の確保並びに都道府県及び近隣市等による後方支援体制を整備するなど必要な措置を講ずること。

二、重層的支援体制整備事業を活用する自治体における包括的支援体制の構築が円滑に進むよう、各自治体の取組状況や実情を十分に踏まえ、小規模市町村における体制整備への支援とあわせて、必要な予算の確保に取り組むこと。（後略）。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 参考資料

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

⑴ 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

⑵ 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

⑶ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

⑷ 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

⑸ 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

⑹ 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

２．福祉人材の安定的な確保および定着支援

⑴ 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

⑵ 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

⑶ ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

３．支援基盤の強化等

⑴ 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

⑵ 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和９年４月１日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

1.（1） 小規模市町村における包括的な支援体制の整備



人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も**多様化**しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・こども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。

見直し内容

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の３事業を一体的に実施する事業を新設します。

①相談支援事業、②地域づくり事業

- 身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を**受け止め**、住民の地域の支え合い活動を**支援します。**
- このため、**分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます。**

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- 地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。

①相談支援事業

一次相談対応

こども　介護　障害　困窮

相談



地域住民

■身近な地域で多様な相談を受け止め、必要な支援やサービスにつなぎます。

専門相談対応

■専門的な対応が必要な場合は、都道府県や近隣自治体が後方支援し、適切な支援につなぎます。

都道府県　近隣市　専門職団体

市町村（相談支援機関）

③地域と福祉体制の協働強化

地域

②地域づくり事業

地域活動コーディネート

■住民が主体となって行う地域の支え合いの活動を広げるため、分野を超えて支えるコーディネーターを配置します。



地域活動コーディネーター

介護やこどもなどの福祉分野に加え、地域振興の役割も担い、分野を超えて活動を支えます。

地域活動運営支援

■住民が主体となって行う地域活動の運営を支えます。

施行日：令和９年４月１日

1.（2） 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、**「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」**が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

- **包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入**
- **人員配置基準の弾力化**（※3）
  （管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

② 特定地域居宅サービス等事業

- **市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託**

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定
（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。
（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

新たに創設

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高 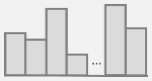 1回○○円	包括的な評価を選択可能  月○○○円/人 （包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース

通常の訪問エリアを超えて訪問

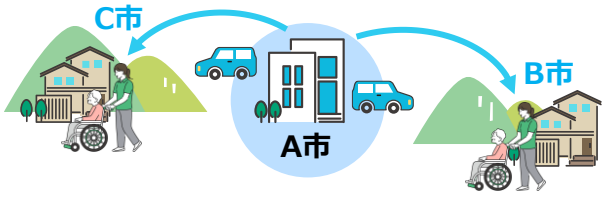

他のサービス事業所から訪問



施行日：令和９年４月１日

1.（2） 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

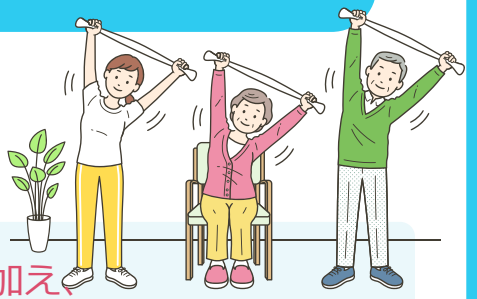

高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要です。
「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

見直し内容

地域の介護予防の拠点として、 体操、会食、多世代交流 等の**多様な通いの場の取組**に加え、

- **地域にある通いの場の支援**（サテライト運営、移動手段の確保 等）
- **地域ニーズに応じて機能を拡充し**（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、**こども・障害等の分野を超えた連携を促進**します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。

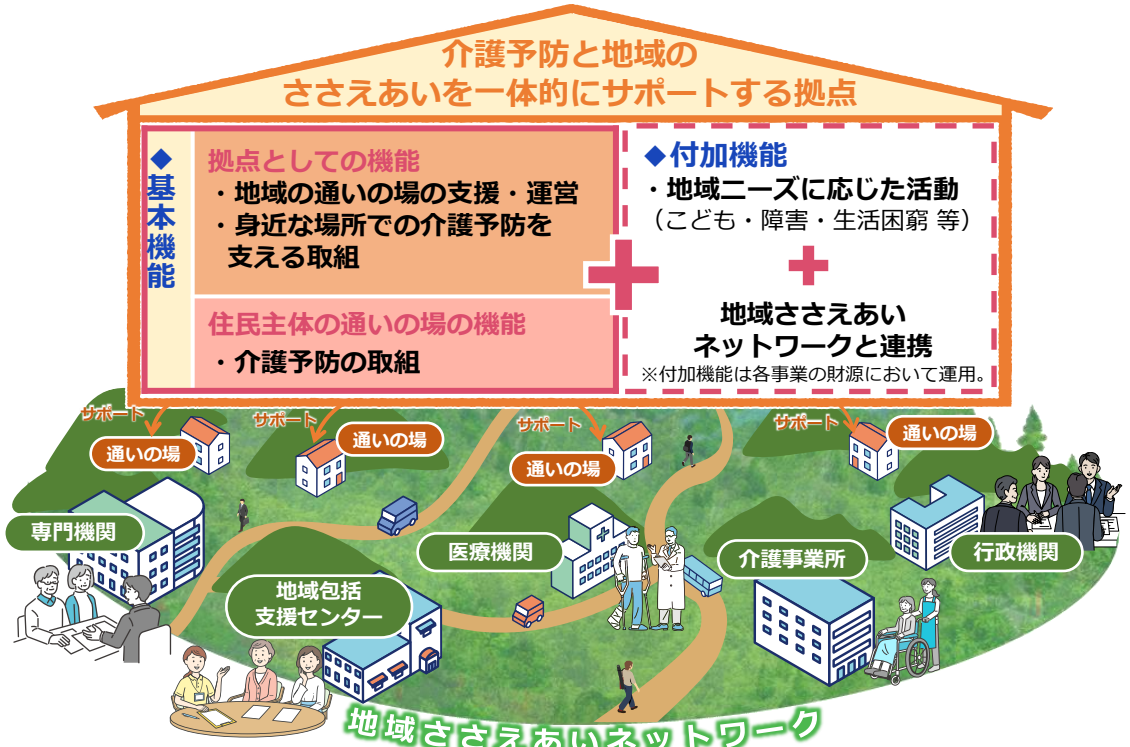

分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、次のような取組を行います。

事例①
- **子育てサークルの活動支援**
- **障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置**

事例②
- **子ども食堂の開催**
- **専門職による生活困窮者向けの相談会の開催**



施行日：令和９年４月１日

1.（3） 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活を続けるよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、**これまで**家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**

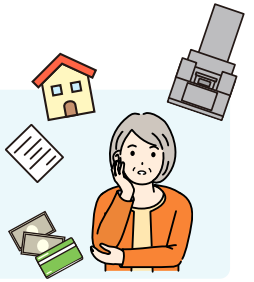

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業**を、**第二種社会福祉事業**として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。

対応すべき新たな課題

社会状況の変化
- 単身世帯等の増加
- 成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例
- 緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- 医療費等の支払いが難しい
- 亡くなった後の手続きを行う人がいない
- 空き家や家財の処分ができない

	福祉サービス利用援助事業	法改正後 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業
対象者	判断能力が不十分な者	頼れる身寄りがいない高齢者等 ＋ 判断能力が不十分な者
事業内容	**日常生活支援** ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス	**日常生活支援**（福祉サービス利用援助事業同様） ＋ **入院入所等手続支援** （例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など） 又は **死後事務支援** （例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）
利用料	**無料**又は**低額**	資力の要件に該当する者は**無料**又は**低額**

拡充・発展

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける**（※１）とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進**（※２）し、**課題解決を進めます。**

（※１）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※２）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後２年以内に政令で定める日、②令和９年４月１日

1.（4） 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、
成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- **●権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施**
- **●地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備**

などに取り組むことを促します。また、

●地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。

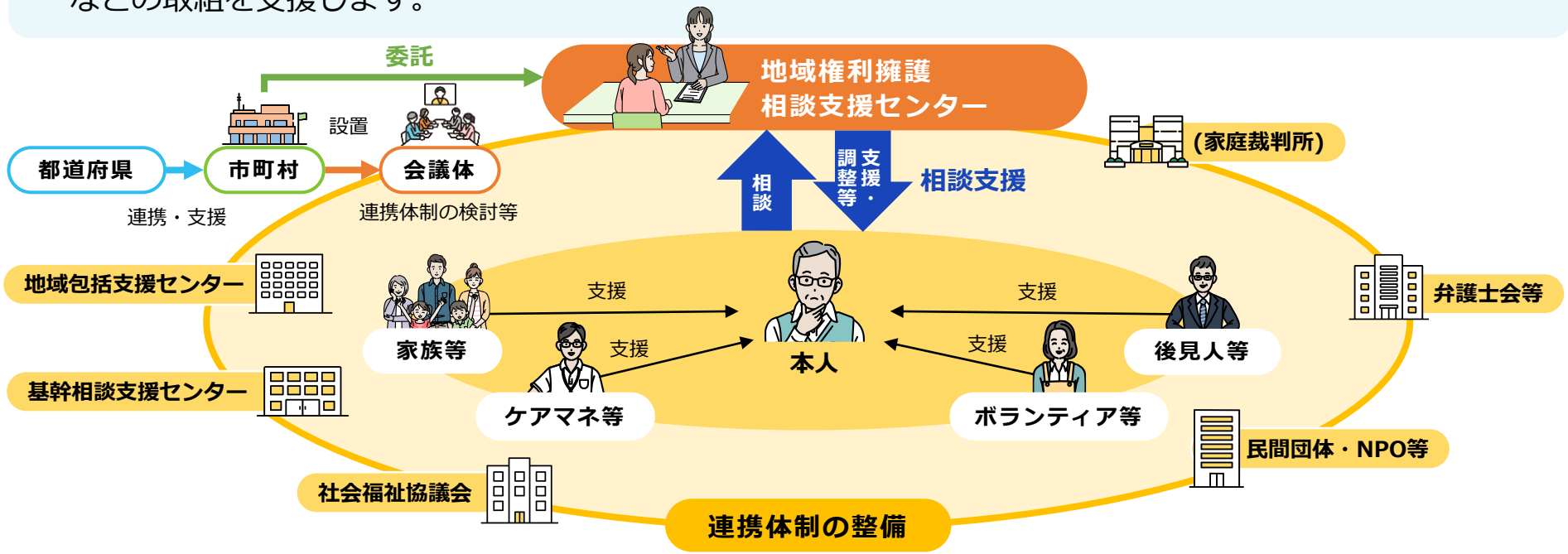

施行日：令和９年４月１日

1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し（現行制度と課題）



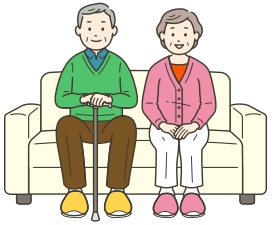

●**有料老人ホーム**には、

・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」（介護保険指定あり）

・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」

の２類型があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、**中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接**しています。しかし、**制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題**となっています。

●**「住宅型ホーム」**では、**併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供**といった、**いわゆる「囲い込み」の課題**も指摘されています。

有料老人ホームについて

有料老人ホーム（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）＊1

「住宅型」有料老人ホーム

- **施設数：約２万棟**（うち、サ高住（注） 約7千棟）
- **定員数：約63万名**（うち、サ高住 約24万名）

「介護付き」有料老人ホーム（特定施設*2）

- **施設数：約5千棟**（うち、サ高住　約800棟）
- **定員数：約32万名**（うち、サ高住　約3万8千名）

（注）サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。　※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

＊1　有料老人ホーム

老人福祉法に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

<①～④のいずれかを提供>
①食事の提供　②介護（入浴・排泄・食事）の提供
③洗濯・掃除等の家事の供与　④健康管理

※　運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）
※　サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

＊2　特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※　居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。
※　介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し（主な改正内容）



見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（※１）について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

（※１）対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」について、
- **相談支援（ケアマネジメント）事業者**
- **介護サービス事業者**

の独立性を確保する措置（※２）を導入します。

（※２）特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理 等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で
- **ケアプラン作成**
- **地域生活相談（地域活動等の参加への支援）**

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します（※３）。
（登録施設介護（予防）支援）

（※３）当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による**入居者紹介事業**の**優良事業者認定制度を創設**します。

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、
- **運営・人員基準**（※４）
- **利用者保護に関する規制**

を導入します。

（※４）現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象（＊）の「住宅型ホーム」に対し、
- **新たな相談支援類型による適切な相談支援**
- **適切な介護サービスの利用**

を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入（再掲 ※左記参照） 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

新たな相談支援類型については、**「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担（原則として１割）を求めます**（※５）。

（※５）費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

（＊）登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

施行日：令和９年４月１日、法律の公布後２年以内に政令で定める日又は法律の公布後３年以内に政令で定める日（円滑な移行のための所要の経過措置を設ける）

1.（5） 有料老人ホーム制度の見直し（新たな相談支援の仕組み）

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

＜新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ＞

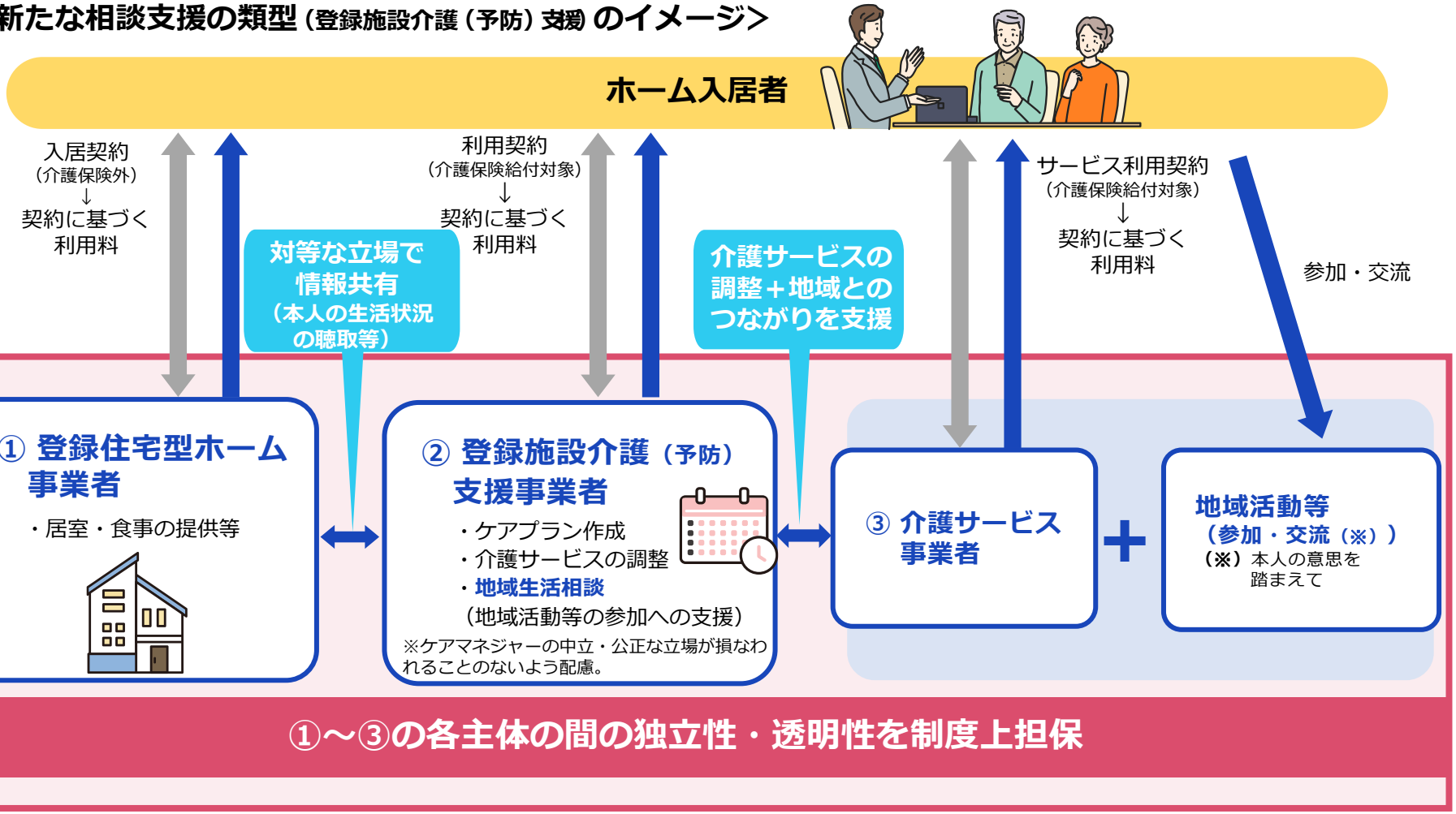

※　特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

1.（6） 介護保険事業(支援)計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えると見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

見直し内容

① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業（支援）計画において、
- **介護サービス量の中長期的な推計**
- **将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策**

を必ず記載することとします。
2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、
- **医療と介護の連携の状況**
- **有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員**

を勘案することとします。
介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。

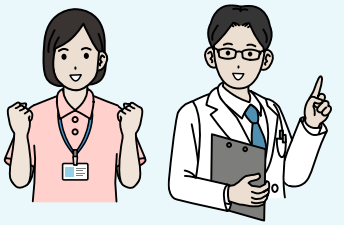

③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化（※）

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における
- **人材確保**　● **生産性向上**　● **経営改善**

に向けた取組と目標を明記します。
将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※　障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。

施行日：令和９年４月１日

2.（1） 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、**関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要**です。



見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※１）

公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※２）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※１）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※２）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など

協議会のイメージ図（介護分野の例）

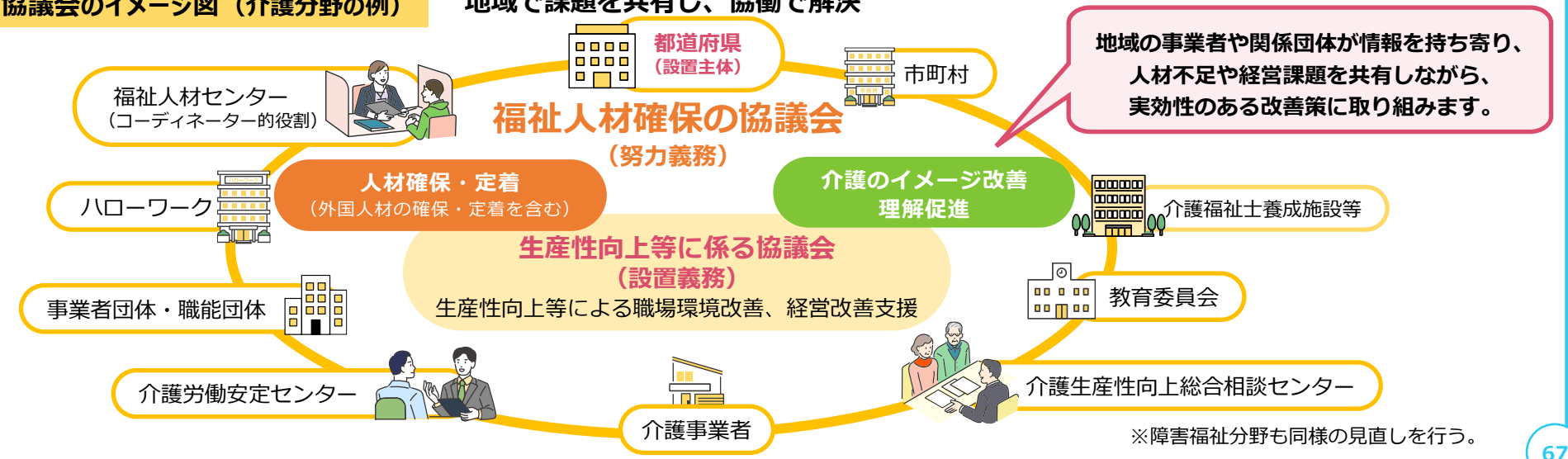

※障害福祉分野も同様の見直しを行う。

施行日：令和９年４月１日　※障害福祉分野については、法律の公布後３年以内に政令で定める日

2.（2） 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

介護福祉士は、専門的な知識と技術をもって心身の状況に応じた介護を行うことを業とする**国家資格**です。
介護現場において中核的な役割を担う人材の確保が求められる中、
国家資格としての信頼性の確保と質の向上を図るため、現在の経過措置を見直します。



見直し内容

① 経過措置の要件の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後５年間は資格を持てることとします。
卒業後６年目以降について、５年間介護の業務に従事した場合に資格が継続する仕組みは終了します。
（※国家試験に合格すれば、引き続き介護福祉士として活躍できます。）

② 准介護福祉士資格の廃止

暫定的に設けられていた**准介護福祉士資格は廃止します。**
（既に資格を有している方の資格は引き続き保持されます。）





	卒業時点	卒業後１～５年目	卒業後６年目以降
現行（～令和８年度卒業者）	試験不合格	介護福祉士　経過措置期間（卒業後５年）	５年間従事の場合 介護福祉士
			従事しなかった場合 資格なし
見直し後（令和９年度～13年度卒業者）	試験不合格	介護福祉士　経過措置期間（卒業後５年）	国家試験に合格しなかった場合 資格なし

施行日：①公布日、②令和９年４月１日

2.（3）ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、５年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。
一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。



見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします。**

（※）あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務を課します。
（例：受講時間の確保、受講状況の確認 等）

現行の更新研修（２回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね４～９日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合　計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはなくなります。

- 一定期間（例：５年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や（※）、オンライン受講を推進します。

（※）研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

施行日：法律の公布後１年６月以内に政令で定める日

3.（1） 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

少子高齢化や人口減少が進む中、小規模な社会福祉法人が単独で事業を継続していくことは、今後ますます難しくなることが見込まれます。

これまで社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など参加法人への支援を中心に活用されてきましたが、**地域の福祉サービスを将来にわたり維持していくため、制度のさらなる活用が求められています。**



見直し内容

地域に必要な社会福祉事業等を維持し、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進するため、制度の見直しを行います。

	現状・課題		法改正後のイメージ
社会福祉連携推進法人	社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など、参加法人に対する支援を実施	→	社会福祉連携推進法人も、地域で必要とされる第二種社会福祉事業を実施可能に
	法人運営に係る事務負担が重い	→	代表理事再任時の認可を不要とし、事務負担を軽減
	既存の施設や不動産について、貸付条件の調整が難しく、有効活用が進みにくい	→	地域の福祉サービスの継続を目的に、土地・建物等の活用を支援
社会福祉法人	既存の施設等を有効活用する必要性	→	解散時の残余財産を地方公共団体に帰属可能とし、福祉目的で活用

社会福祉法人が連携・協働しながら、
地域に必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を強化します。

施行日：令和９年４月１日

3.（2） 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化



令和６年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。
高齢者や乳幼児、障害のある方など、**支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。**

見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化

災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

② 派遣を支える仕組みの整備

DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。
また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

DWAT
災害時に高齢者等を支える専門福祉チーム
DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

DWATの平時からの体制づくりのイメージ

福祉と防災の連携を平時から進めます。

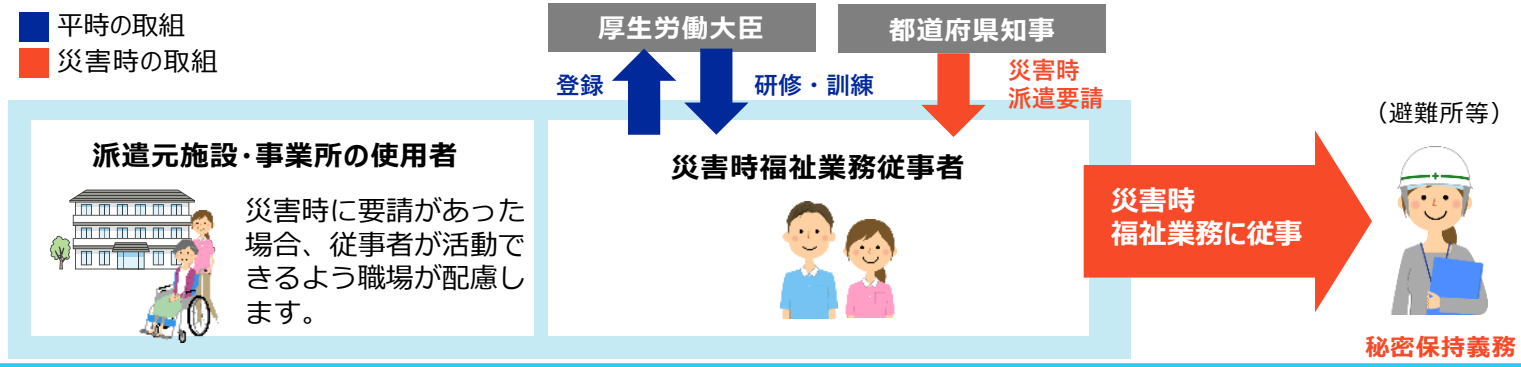

施行日：令和９年４月１日

その他の改正事項

■ 社会福祉法関係

- **多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのため**に、**市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化**する。
- **課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能**とする。また、**重層的支援体制整備事業実施計画**の記載事項に、**事業の目標・評価に関する事項を追加**するとともに、**計画の定期的な見直しを行う**こととする。
- **福祉事務所を設置していない町村**において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する**自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努める**こととする。
- 福祉分野にとどまらず、**消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携**を推進するため、**地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付ける。**

■介護保険法関係

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の**事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定**する。
- **夜間対応型訪問介護を廃止**し、**定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合**する。
- **介護被保険者証**について、**電子資格確認を導入**するとともに、**資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。**
- **要介護認定等の申請代行**が可能である者について、**ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設**（※）**を追加**する。

  （※）認知症ＧＨ、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護　等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえた、**特定福祉用具販売に関する規定の整備**を行う。